

飯田市屋外広告物条例の運用

飯 田 市

平成 21 年 3 月発行
(平成 30 年 4 月改定)

運用 目次

【運用の策定の趣旨】	・・・・・・・・	P. 1
第 1 条関係	趣旨	・・・・・・・・ P. 1
第 2 条関係	定義	・・・・・・・・ P. 4
第 3 条関係	景観計画との関係	・・・・・・・・ P. 9
第 4 条関係	表示禁止物件	・・・・・・・・ P. 10
第 5 条関係	禁止広告物	・・・・・・・・ P. 16
第 5 条の 2 関係	点検	・・・・・・・・ P. 18
第 6 条関係	禁止地域	・・・・・・・・ P. 19
第 7 条関係	指定の特例	・・・・・・・・ P. 22
第 8 条関係	適用除外	・・・・・・・・ P. 23
第 9 条関係	適用除外の許可等	・・・・・・・・ P. 29
第 10 条関係	許可地域	・・・・・・・・ P. 31
第 11 条から第 13 条まで関係	特別規制地域	・・・・・・・・ P. 37
第 14 条関係	許可の更新	・・・・・・・・ P. 40
第 15 条関係	廃止等の届出	・・・・・・・・ P. 41
第 16 条関係	許可の取消	・・・・・・・・ P. 42
第 17 条関係	許可の失効	・・・・・・・・ P. 42
第 18 条関係	除却の義務	・・・・・・・・ P. 42
第 19 条関係	除却命令等	・・・・・・・・ P. 43
第 20 条関係	除却の告示	・・・・・・・・ P. 45
第 21 条関係	保管広告物等告示・売却等	・・・・・・・・ P. 47
第 22 条関係	報告及び立入検査	・・・・・・・・ P. 48
第 23 条関係	処分、手続等の効力の承継	・・・・・・・・ P. 48
第 24 条関係	届出及び勧告等	・・・・・・・・ P. 49
第 25 条関係	協議会通知等・説明会開催	・・・・・・・・ P. 51
第 26 条から第 28 条まで関係	原状回復・勧告手続・公表	・・・・・・・・ P. 52
第 29 条関係	行為の着手制限等	・・・・・・・・ P. 53
第 30 条関係	住民等による提案等	・・・・・・・・ P. 54
第 31 条及び第 32 条関係	監視員の選任等	・・・・・・・・ P. 55
第 33 条から第 37 条まで関係	雑則	・・・・・・・・ P. 56
第 38 条から第 41 条まで関係	罰則	・・・・・・・・ P. 57
別添	広告物等の表示面積の算定	・・・・・・・・ P. 59

飯田市屋外広告物条例の運用

【運用の策定の趣旨】

平成20年1月1日に施行した飯田市屋外広告物条例（以下「市条例」という。）の運用に関し、屋外広告物法（以下「法」という。）の趣旨を踏まえて定めるものである。市条例の運用に関しては、ここに定めている内容のほか、「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編（平成25年6月：ぎょうせい）」及び「屋外広告物条例Q & A（改訂版：平成29年5月 長野県）」を参考に行うものとする。ただし、本運用と県等の運用とに差異が生じる場合は、本運用を優先するものとする。

なお、本運用は、社会経済状況の動向、法や市条例の改正等を踏まえ、適宜改正を行うものである。

※ 本運用では、長野県の屋外広告物条例を「県条例」といい、飯田市屋外広告物条例施行規則を「市規則」という。

飯田市屋外広告物条例 目次

第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 屋外広告物の制限
第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物（第4条・第5条の2）
第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域（第6条—第10条）
第3節 屋外広告物特別規制地域（第11条—第13条）
第4節 許可の更新等（第14条—第18条）
第3章 監督（第19条—第23条）
第4章 広告物等の届出等（第24条—第29条）
第5章 住民等による提案等（第30条）
第6章 屋外広告物監視員（第31条・第32条）
第7章 雑則（第33条—第37条）
第8章 罰則（第38条—第41条）
附則

第1条関係

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持の規制に関し、必要な事項を定めるものとする。

■ 市条例の目的

法は、法第1条の目的を「良好な景観を形成、若しくは風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」の二つの観点に絞っており、同法第3条から第5条までにおいて、この二つの観点から屋外広告物と屋外広告物を掲出する物件の表示方法、設置場所等を条例により規制できることとしている。

したがって、市条例の目的も「良好な景観を形成、若しくは風致の維持」と「公衆に対する危害の防止」の観点に限られ、広告物の表示内容に立ち入って規制することはできない。

そのため、市条例では、表示内容がわいせつであったり、誇張されたものであったりしても、このことを理由に規制することはできず、これらの広告物は刑法あるいは不当景品類及び不当表示防止法等の他法令により規制されることとなる。

なお、飯田市は景観法第7条第1項の景観行政団体（平成20年1月1日）になり、地方自治法第252条の17の2の規定による事務の処理から、法第28条の県との協議によって、同法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定権の委譲を受け、事務の処理を行うこととなった。

1) 風致の維持

法でいう「風致」とは、都市内の人間の視覚によって把握される空間構成（景観）のうち、樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地（水面を含む。）における良好な自然的景観、いわゆる自然美を指す。

2) 公衆に対する危害の防止

「公衆に対する危害の防止」とは、広告物を掲出する物件の不備等のために生じる倒壊等の物理的現象による直接的な危害及び広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置による見通しの不良又は信号機、道路標識等の妨害等による危害も含むものとされている。

■ 「維持の規制」の意味について

屋外広告物条例は、「禁止」「許可」といった手法により屋外広告物を規制しようとするものである。禁止地域・許可地域では、広告物等の表示・設置などの行為を規制しているが、実態面では、この行為の結果としての広告物等の状態を規制している。

このことは、例えば一旦許可を受けた広告物等が経年変化により著しく良好な景観の形成又は風致の維持を害するに至った場合に、除却その他の必要な処置を行う義務が生じることからも明らかであり、従って本条例は、行為のみならず、行為後の維持についても規制しているといえる。

■ 屋外広告物条例の適用に当たっての留意について（法第29条の適用上の注意）

屋外広告物の規制は、県及びその権限の一部を委譲された市町村が公権力で住民の権利を制限し、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止に障害となるものを排除することにより公共の福祉の実現を図っているものである。

ここに屋外広告物の規制と憲法が保障する国民の基本的権利との関係如何が問われるが、最高裁は一貫して法及びこれに基づく条例の規制を合憲としている。（下級審には違憲とした例もある。）

「屋外広告物Q&A」P.5を参照のこと。

これに関して、昭和62年3月に、日本弁護士連合会が「ビラ配布、貼付規制問題に関する報告書」を出し、権力の濫用をいましめている。

屋外広告物行政は、良好な景観の形成若しくは風致の維持又は公衆に対する危害の防止という観点から行われるもので、法及びこれに基づく条例の適用にあたっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的権利を不当に侵害しないよう留意しなければならない（法第29条）。

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.63を参照のこと。

■ 屋外広告物条例と表現の自由について

・ 表現の自由

「表現の自由」とは、言論や文書による思想表明の自由のほか、映画、テレビ、演劇などの自由や、集団示威運動の自由など、個人が外部に向かって思想や意思などを表現する自由のことをいい、憲法第 21 条では、これらを「一切の表現の自由」としてこれを保障している。

また、民主主義が世論の政治であり、自由な討議により高度な判断能力を持つに至った国民の政治参与を前提としている以上、民主主義社会においては特に重要な権利として位置づけられる。

しかし、表現の自由は、他人の表現の自由や公共の福祉との間で抵触を生じる可能性があり、全くの自由という訳ではない。例えば、他人の名誉を棄損する行為を処罰する規定は憲法第 21 条に抵触しないとされている。

・ 屋外広告物と表現の自由についての代表的な裁判例及び参考に最高裁判決に付された裁判官の補足意見等

「屋外広告物 Q & A」 P.5～8 及び「屋外広告の知識 第 4 次改訂版 法令編」 P.63 を参照のこと。

・ 国の考え方（昭和 48 年法改正時の想定問答集から抜粋）及び県まとめについて、県が示している。

「屋外広告物 Q & A」 P.8 を参照のこと。

■ 屋外広告物条例と財産権について

・ 財産権

経済的取引の客体を目的とする権利の総称。憲法第 29 条はこれを不可侵の権利として保障しているが、同時にその内容は公共の福祉に適合するように法律で定められるものとしている。

・ 問題の所在

屋外広告物の規制は一定の土地の区域について公用制限を課するものであり、また既に設置されている広告物等についても、これを除却させる場合があり得ることから、明らかに財産権の制約に該当するが、屋外広告物規制は法に根拠を有していることから、憲法第 29 条第 2 項の規定に違反する訳ではない。

しかし、特に既存屋外広告物の除却措置については、これを無償で行うこととされており、権利救済が不十分という意味では問題がないとはいえない。

・ 国の見解

既存広告物等に関する権利救済について、国では新たに規制が拡大された際、既に適法に設置されていた広告物等であっても、拡大された規制に基づき一旦は違法な広告物等となるため、ここには既得権という概念は存在せず、このような広告物等については一定の期間適法扱いすることによって権利は救済されるとし、この期間さえ合理的であれば権利侵害の問題は生じないとしている。

なお、この期間について、国の屋外広告物条例ガイドライン（案）では 3 年としている。

・ 県まとめ

既存広告物等に対する経過措置をもって権利救済が十分行われているとする見解には疑問がないとはいえないが、現行条例、屋外広告物条例ガイドライン（案）、他県の条例とも同様の扱いをしており、この件については特に問題はないものと考えている。

第2条関係

(定義)

第2条 この条例において「屋外広告物」とは、法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

2 この条例において「景観の育成」とは、法で用いる良好な景観を形成することのほか、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、これを誇りと愛着をもって育むことをいう。

■ 法第2条第1項の規定について（屋外広告物の定義）

・ 法の規定

法では、次の4つの要件をすべて満たすものを屋外広告物と定義している。

1) 「常時又は一定の期間継続して表示されるものであること」

国の解釈では、広告物のうち定着して表示されるものに限る趣旨であるとされており、広告物は表示期間の長短に関わらず、貼付されたり、くくりつけられたりしたときに定着性を有し、屋外広告物に該当することとなる。

2) 「屋外で表示されるものであること」

国の解釈では、その広告物が建築物等の外側にあることを必要とする趣旨であるとされている。従って、公衆に対して表示されるのであっても、屋内に存在する広告物であれば、屋外広告物に該当しない。例えば、建築物のガラス窓の内側から外部に向けて表示されたものや、自動車のリアウインドウを通して表示されたものは屋外広告物に該当しない。

3) 「公衆に表示されるものであること」

国の解釈では、単に不特定多数に表示する意味ではなく、建物の管理権等から総合的に判断すべきものであるとされている。管理権を有する者がその管理権の及ぶ範囲内にいる人を対象として広告を表示する場合、その広告の対象者は管理権者＝広告設置者にとってみれば、何らかの事情で自らの管理下に属することとなった特定の者であり「公衆」とはいえない。

4) 「看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること」

国の解釈では、その他の工作物等とは、元来広告物の表示又は掲出の目的を持ったものでない煙突や塀のようなもの、工作物とはいえないような岩石や樹木等を意味するとされている。

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.9～13を参照のこと。

【行政実例等】

- 1 屋外広告物は、有体物に限定され、音響広告は含まれない。

○音響広告は、屋外広告物法の規制の対象となるか	昭26.3.7新潟県知事あて 都市局長回答
【問】 最近広告技術の進歩に伴い、音響（放送）による広告が続出し、その過大な音量で近隣の静穏を害し、住民の嫌悪の情を及ぼすものが多く、これに適切なる規制は、かねがね本県議会及び一般住民から強く要望されている。 現行屋外広告物法の規制の限界は、視覚に映すものとされているが、類推すれば同法の目的の一つたる風致維持の観点に立てば、過大な音響は風致を害することは明らかであるから、音響広告も一般の広告（視覚広告）と同様規制の対象となるものと思われるが、かかる解釈は法律上妥当なりや。	
【答】 屋外広告物法にいう広告物は、その法意よりみて、有体物限定されているものと解すべきであるから、音響の如き無形の広告に関しては、この法律の規制の対象とはなし難い。	

- 2 「屋外で」とは、広告物表示の場所を示すものであり、「屋外にいる公衆を対象として」という意味ではない。

○屋外広告物の定義について	昭37.7.19 山形県土木部長あて 都市局総務課長回答
【問】 屋外広告物の定義で、「屋外で公衆に表示する」とは「屋外にいる不特定多数人を広告対象として表示する」と解する方が屋外広告物の目的にかなうと思うが如何。	
【答】 屋外広告物法第2条の定義のうち「屋外で」というのは、広告表示の場所を示すものであり、御照会のように広告対象とする公衆（不特定多数人）の場所を意味するものではない。	

- 3 建築物の外壁における絵画の表示は、絵画の内容と表示する者の事業との関係の有無に関わりなく、屋外広告物である。

○屋外広告物法第2条の解釈について	昭39.12.11京都市長あて 計画局長回答
【問】 建築物の外壁又は塀等における屋外広告物に該当するか疑義を生じたので、下記1、2について至急御教示くださるようお願いいたします。	
記	
1 事業内容に関係ある絵画の場合	祇園会館
2 事業内容に無関係の絵画の場合	朝日会館
【答】 建築物の外壁又は塀等における絵画の表示は、通常の場合、絵画の内容とこれを表示する者との事業との関係の有無にかかわらず、一定の観念、イメージ等を伝達することを目的として「公衆に表示」されたものと認められ、かつ、その他の要件（「常時又は一定の期間継続して」「屋外で」）にも該当すると認められるので、屋外広告物であると解する。	

- 4 電光ニュース板は、ニュース報道のみを行うものであっても、屋外広告物を掲出する物件である。

○屋外広告物の取扱いについて	昭39.9.22 名古屋市計画局長あて 計画局長回答
<p>【問】 次の取扱いについて妥当であるか否か、御教示ください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>建築物の側面に突出して設置される電光ニュース板はニュースの報道のみを行い、一般商業広告（宣伝）を全く行わないものであっても、屋外広告物法にいう広告物を掲出する物件である。</p> <p>【答】 貴市における取扱いは、妥当である。</p>	

- 5 違反広告物に添付する禁札も、屋外広告物である。

- 6 自動車の車内から車外へ向けて表示したはり紙は、屋外広告物ではない。

○自動車を利用して掲出する広告物について	昭42.10.24 東京都首都整備局都市計画 第一部長あて 都市総務課長回答
<p>【問】 東京都においては、自動車を利用して掲出する広告物について、従来から規制していますが、中には、屋外広告物法第2条に規定する屋外広告物に該当するものか否か疑義のあるものも考案されており、その取扱いに苦慮しております。</p> <p>ついては、下記の取扱いが妥当であるか否か、貴職のご指示をいただきたく照会いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 乗用車の後部小荷物棚に取り付けた広告物は、後部ガラス面を通して車外の不特定多数人を対象とするものであっても、屋外広告物法にいう屋外広告物ではない。</p> <p>2 自動車のガラス面の内側に表示面を外に向けて貼付したはり紙は、屋外広告物法にいう屋外広告物である。</p> <p>【答】 ご照会に係る第1及び第2のいずれの場合においても、当該広告物は屋外広告物ではないことと解する。</p> <p>なお、この趣旨は、内閣法制局とも打ち合わせ済みである。</p>	

- 7 建築物に屋上のある回廊の柱に貼付した広告物は、屋外広告物ではない。

○屋外広告物法上の疑義について	昭44.11.7 大分県土木部長あて 都市総務課長回答
<p>【問】 次の場合は屋外広告物法は適用されないと解するが、この解釈は妥当なりや。</p> <p>建築物の上屋のある回廊の柱及びガラス壁等に貼付した広告物（県職員組合が組合活動のため県庁舎の上記場所に貼付したビラ）は、屋内広告物であり、従って屋外広告物法の適用はできない。</p> <p>【答】 貴見のとおり解してさしつかえない。</p>	

- 8 1日のうち数時間のみ屋外で公衆に表示されるものも、屋外広告物に該当する。
- 9 いわゆるスタンド式広告等の可動式広告や自動車の車体に表示される広告も屋外広告物に該当する。
- 10 「常時又は一定の期間継続して」とは、定着して表示されるものに限る趣旨であり、従って街頭で散布されるビラやチラシの類は、屋外広告物ではない。これらは電柱や塀などに貼付されたとき、はじめて定着性を有し、屋外広告物に該当する。
- 11 ショーウィンドウ内に表示される広告物は、建物の内側から内部の広告物を出し入れする構造である場合には、屋外広告物に該当しない。
- 12 建物の外側に表示されている広告物でも、それが閉鎖的な中庭に向かって表示されている場合は、屋外広告物に該当しない。
- 13 駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して表示されている改札口の内側にある広告物は、「公衆に表示」されているとは言えず、当該施設の管理権に基づき改札口の内側の人に対して表示された広告は、屋外広告物に該当しない。
- 14 改札口の内側の人に対して当該施設の外側から表示された広告物は、屋外広告物に該当する。
- 15 改札口の内側の人に対して表示された改札口の内側の広告でも、管理権に基づかないものは屋外広告物に該当するが、これはむしろ管理上の問題である。
- 16 駅構内の看板は、管理権に基づき管理者が表示するものであり、屋外広告物には該当しない。これは、例えば野球場の内部の看板と同様である。
- ※ 「駅構内」とは、別図－1～3を県が示している。
「屋外広告物Q&A」P.4・5を参照のこと。
- 17 「表示」してあるとというためには、そこに一定の観念、イメージ等が表示されていることが必要である。
- 18 地下道や地下街のうち、一般公共の用に供される地下歩道の部分については、建築物ではなく、地下の工作物と解され、これらの場所に表示されているものは、屋外広告物に該当する。
- 19 建築物の外壁等に光を投影することによって表示する広告は、時間的には夜に限られるものの、「常時又は一定の期間継続して」表示されるものと認められ、屋外広告物に該当する。
有体物に投影しない単なる光のみのもものは「常時又は一定の期間継続して」表示されているとはいえない。

- 20 ベニヤ板等にペンキを塗りたくってあるもので、絵画と認められないようなものは、一定の観念、イメージ等が表示されているとは認められず、屋外広告物に該当しない。
- 21 法第2条第1項の「屋外広告物」とは、極めて広い概念であるが、法の定義は屋外広告物条例により規制し得る最大の範囲を定めたものであり、これらすべてを規制の対象とするのは現実的でない面もあり、適宜都市の実情に応じ、規制の適用を除外することは差し支えないとされている。
- 22 人、動物、車両、船舶等に表示されたいわゆる移動広告物は、屋外広告物に該当する。
船舶等には、飛行船、気球も含まれる。
※ 国の解釈では、移動広告物も屋外広告物に該当するとしているが、県及び市では、このような広告物は屋外広告物に該当せず、従って屋外広告物条例の適用はないものとしている。
- 23 道路公団が高速道の高架橋の橋脚に設置した陶壁画は、屋外広告物に該当する。
※ 上記陶壁画は屋外広告物に該当するが、同時に高架橋の一部でもあり、市条例第4条第1項第1号の物件そのものに包含される。同項の規定は物件の設置を禁止する趣旨ではなく、当該物件への屋外広告物の表示を禁止しているのであるから、そもそも当該物件の一部を構成している屋外広告物には、同項の適用はないこととなる。
なお、消火栓に表示されている「消火栓」という文字も同様に解釈され同項の適用を受けない。
- 24 ガソリンスタンドのキャノピー下などの広告物については、建築基準法施行令第2条第1項第3号に定義された「床面積」として捉えられる部分の外郭線内に表示されたものであれば、屋内に表示された広告物であり、屋外広告物ではない。
- 25 内側に部屋のない化粧窓等の内側から表示された広告物は屋外で表示された広告物である。
- 26 建築物壁面に表示された写真は屋外広告物に該当する。
- 27 広告面に当てられる照明自体は屋外広告物及びこれを掲出する物件に該当しない。
- 28 道路（公共空間）から片面だけ視認できる広告物は、視認できる面のみ屋外広告物に該当する。
- 29 花壇の花によって企業名等を表示するものは、屋外広告物に該当する。

■ 景観の育成について

法で用いている「良好な景観の形成」とのブリッジ規定を設け、地域の諸条件に配慮しながら、良好な景観を次世代に引き継ぐよう、誇りと愛着をもって育むことを「景観の育成」と規定した。

第3条関係

(飯田市景観計画との関係)

第3条 第2章及び第4章の規定は、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めた飯田市景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により定めた景観計画をいう。以下同じ。）に即して運用するほか、飯田市景観条例（平成19年飯田市条例第41号）第3条第1項の基本指針等（第36条第1項において「基本指針等」という。）に即して運用するものとする。

■ 法第6条の規定について

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.18を参照のこと。

■ 飯田市景観計画との関係

平成16年の法改正により規定された法第6条と同様の趣旨である。市条例においても第2章屋外広告物の制限及び第4章広告物等の届出等の運用を良好な景観の育成に関する部分については、飯田市景観計画に即して行う旨を明確にしている。

第4条関係

第2章 屋外広告物の制限

第1節 屋外広告物表示禁止物件及び禁止屋外広告物

(屋外広告物表示禁止物件)

第4条 次に掲げる物件には、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 橋りょう
 - (2) 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び^{こまどめ}駒止
 - (3) 銅像及び記念碑
 - (4) 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設
 - (5) 公衆電話ボックス
 - (6) 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設
 - (7) 電柱及び街路灯柱（規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。）
 - (8) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物、同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木及び飯田市景観条例第26条第1項の規定により指定された景観資産。ただし、規則で定める広告物等を表示し、又は設置する場合を除く。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観又は風致を維持するために特に必要があるものとして規則で定める物件
- 2 市長は、前項第9号に規定する物件を定め、及び変更しようとするときは、あらかじめ、飯田市土地利用計画審議会条例（平成19年飯田市条例第14号）の規定に基づく飯田市土地利用計画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 3 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は適用しない。
- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
 - (2) 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたもの
 - (3) 国又は地方公共団体が祭典その他の公共の事業により一時的に表示し、又は設置するもので、公益上必要であり、かつ、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないものとして、当該表示又は設置について市長の許可を得たもの
 - (4) 公益上必要であり、かつ、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないもので、次に掲げるもの
 - ア 道路工事その他の工事により、公共の安全を確保し、又は公衆の利便の増進を図る目的で一時的に設置されるもので、規則で定めるもの
 - イ その他公共の福祉の増進又は啓発を目的に設置されるもので、規則で定めるもの

■ 「広告物等」について

市条例第4条第1項では、県条例第2条第1項と同様の定義をしている。

当然のことながら、市条例第4条第1項で「広告物等を表示し、又は設置してはならない。」と規定しているが、これは「屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示し、又は設置してはならない」ことを意味する。ただし、本運用 P.20 の「■ 禁止地域等における掲出する物件の扱い」を参照のこと。

■ 表示禁止物件の性格について

市条例で表示禁止物件として指定されているものは、

- 1) 公共的・準公共的な物件で、所有者の了解なしで広告物を表示できそうな感じがするもの（橋・街路樹・電柱など）
- 2) 常識的にみて広告物を表示すべきでないもの（銅像など）
- 3) 表示される物件の機能から、広告物を表示すべきでないもの（消防用設備など）

なお、個人の所有に属する物件、例えば「建物の外壁」や「塀」など、一般的に所有者の了解が必要と考えられている物件は、表示禁止物件に指定する必要性がない。

■ 表示禁止物件の解釈について

- ・ 表示禁止物件の定義

1 橋りょう（市条例第4条第1項第1号）

橋りょうとは、橋及びこれに類する形態の構造物をいい、陸橋、横断歩道橋、こ線橋を含む。なお、地上に露出した水道管等で、人、車両の通行の用に供されないものは含まれない。

- 1) 陸橋、横断歩道橋、こ線橋については、形態的に橋とみられる限り、「橋」に含める。
- 2) 橋に付属した街路灯は「橋」としての規制を受けるべきではなく、「街路灯」として表示禁止物件に該当する。

2 街路樹、路傍樹並びに道路上のさく及び駒止（市条例第4条第1項第2号）

- 1) 街路樹、路傍樹とは、道路及びこれと一体となった空間を形成する場所に植栽された樹木をいう。なお、道路及びこれと一体となった空間とは、道路敷地及びその上の空間をさす。

ア 樹木の全部又は一部が道路区域の一部を占有している場合は、当該占有部分に限り、「街路樹、路傍樹」に該当する。従って、私有地内の樹木が道路に面して立っていても私有地内にとどまっている限りは、「街路樹、路傍樹」に該当しない。

- 2) さくとは、道路の附属物のうち、ガードレールのように主として連続した状態で設置され、物理的に車両等が進入できないようにするための工作物をいい、駒止とは、道路の附属物のうち、主として単体で設置され、車両等の進入を禁止するための工作物をいう。

ア 高速道路と側道の境界に設置されているフェンスは「道路上のさく」に該当する。

イ 防音壁は「道路上のさく」に該当する。

3 銅像及び記念碑（市条例第4条第1項第3号）

銅像、記念碑とは、一定の事象を記念する目的で設置された形像及び石碑等をいう。

4 消火栓、防火水槽、警鐘台その他の消防の用に供する施設（市条例第4条第1項第4号）

- 1) 消火栓とは、消火活動に必要とされる水を供給するための施設をいう。
- 2) 警鐘台とは、いわゆる「火の見やぐら」のうち警鐘を有するものを警鐘台としている。その他の消防の用に供する施設には、消防用水を貯水するための施設のほか、避難はしごなどの避難用施設が含まれる。

5 公衆電話ボックス（市条例第4条第1項第5号）

公衆電話ボックスとは、一般に呼称される公衆電話ボックスをいい、キャビネットスタンド型（公衆電話機を樹脂製の箱で覆い、これを金属製のポール等で支持したもの）を含む。

6 信号機、道路標識及び道路交通情報の管理施設（市条例第4条第1項第6号）

「信号機」・「道路標識」とは、信号機又は道路標識を支える柱をも含む概念である。

「道路交通情報の管理施設」には、次の施設が含まれる。

- ・ 車両感知器 ・ 交通情報板 ・ 路側通信設備 ・ 監視カメラ
- ・ 路面情報収集装置（降雨、積雪等の路面情報を収集するもの）
- ・ 旅行時間提供装置（一定区間の移動に要する時間を測定するもの）
- ・ 高速走行抑止装置（高速走行車両を発見し、次の信号で止めるもの）
- ・ 暴走車両抑止装置（暴走車両を発見し、次の信号で止めるもの）
- ・ 違法駐車監視装置（違反駐車車両を発見し、スピーカーで警告するもの）
- ・ 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設等）

7 電柱及び街路灯柱（市条例第4条第1項第7号）

1) 電柱とは、電気供給又は有線電気通信のための電線路を支持するための柱をいう。

2) 街路灯柱とは、街路灯を支持するための柱をいう。

8 景観重要建造物、景観重要樹木、景観資産（市条例第4条第1項第8号）

景観重要建造物、景観重要樹木は景観法の規定により指定されるものであり、景観資産は飯田市景観条例により指定されるものである。なお、県の景観資産については、飯田市内でこの指定がされたときに市条例を改正し、又は同条例第4条第1項第9号の規定により市規則で定めることとなる。

9 高架構造物（市規則第3条第2項第3号）

高架構造物とは、道路、鉄道、軌道等で高架のもの（地上から高くわたしたものを）をいう。

高速道路等の盛土部分は高架構造物にあたらぬ。ただし、トンネル入口周囲の土止めのため
のよう壁は表示禁止物件に該当する。

10 よう壁（市規則第3条第2項第4号）

よう壁とは、落石、崩壊等による道路の損壊などの危害を防止することを目的として、土留めのために設置された壁をいう。

1) 道路のよう壁に教育の一環として児童・生徒が絵を書くことがあるが、絵画も広告物に該当することから、表示禁止物件に絵画等を施すことは基本的に禁止された行為である。

11 路上変電塔（市規則第3条第2項第5号）

路上変電塔とは、電圧を昇降させる設備（変圧器）又は電流を流したり止めたりする設備（開閉器）を収納する箱状のもので、路上に設置されるものをいう。

12 カーブミラー（市規則第3条第2項第6号）

カーブミラーとは、道路屈曲部や見通しの悪い交差点等に、他の車両、歩行者等を確認するために設置された鏡及びその支柱をいう。

■ 法第3条第2項の規定（表示禁止物件）について

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.14・15を参照のこと。

■ 屋外広告物条例と公職選挙法について

- ・ 次の理由により、電柱への選挙運動用ポスターの掲示は禁止すべきでなく、選挙運動用ポスターについては、市条例第4条第1項の適用を除外する。

ただし、選挙運動用ポスターとは、公職選挙法による選挙運動のためのポスターをいう。

なお、公職選挙法では、選挙運動は、選挙の告示日から投票日の前日まででなければすることができないとされている（公職選挙法第129条）。

従って、公職選挙法に基づかない〇〇演説会、△△大会などのポスターは該当しない。

1) 公益性

選挙運動用ポスターは高度の公益性を有していること。

2) ポスター掲示の可能性

ポスター掲示場が普及したとはいっても、全ての選挙運動用ポスターがポスター掲示場に掲示される訳ではないこと。

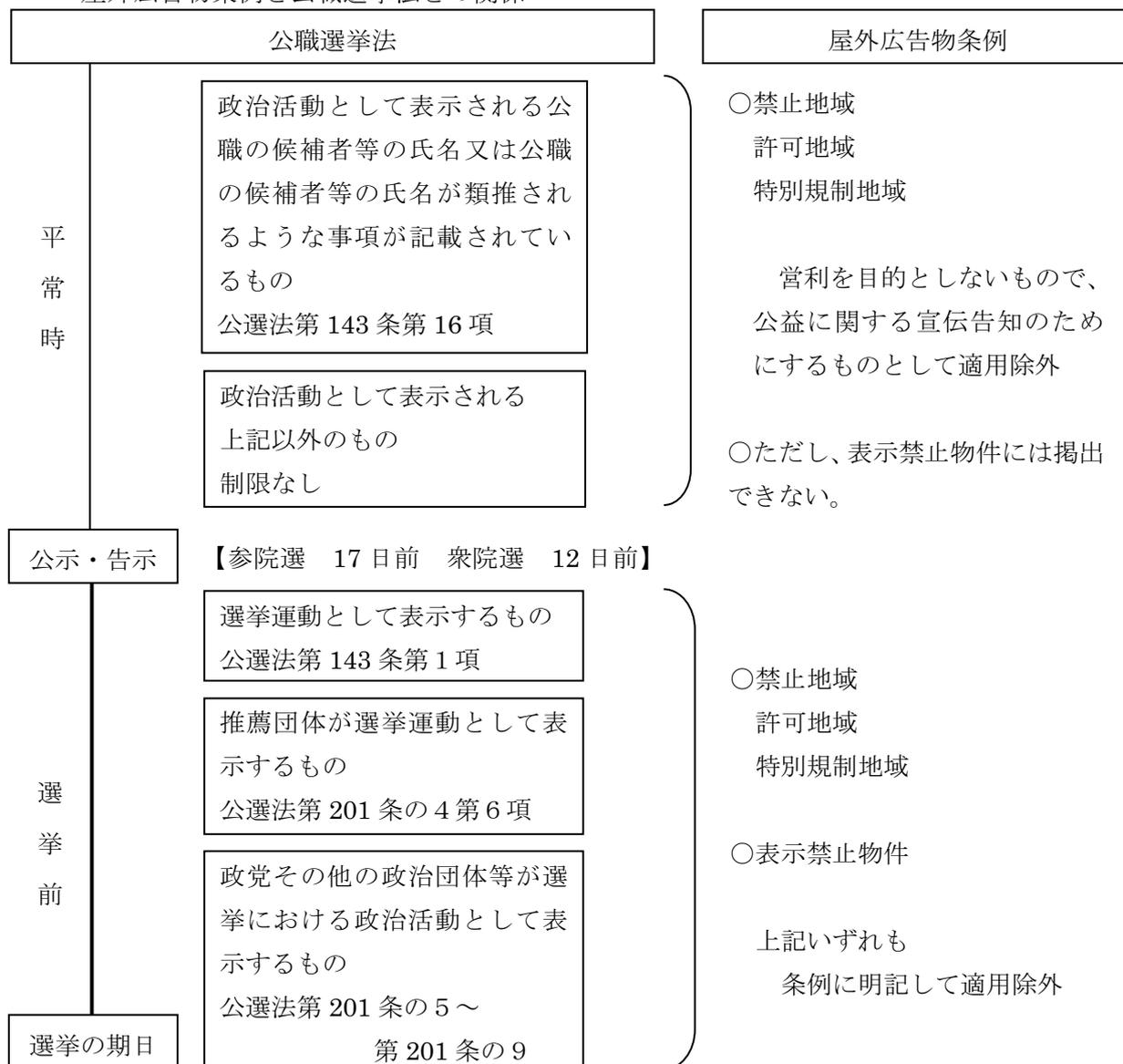
3) 電柱とポスターの関係

電柱は、公職選挙法上、また実際に選挙運動をする側から見た場合も、ポスター掲示に好適な物件と考えられており、これに対するポスター掲示を禁止することは、選挙運動の範囲を著しく狭めることとなり公職選挙法の趣旨にもとること。

※ 公職選挙法によるポスター等の扱いについて

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.95を参照のこと。

・ 屋外広告物条例と公職選挙法との関係



■ 表示禁止物件の適用除外（法令義務）について

- ・ 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたものを適用除外とするのは、一方で義務づけられた行為が他の法令で禁止されるといった不合理を解消するためである。

「義務づけられた」とは、表示することを義務づけられたという意味であり、必ずしも当該物件への表示が義務づけられている必要はない。

- 1 法令の規定により表示又は設置を義務づけられたものの例
 - 1) 道路法第 45 条に規定する道路標識として道路標識令第 2 条に定められたもの（案内標識、警戒標識、禁止標識、指導標識、指示標識）
 - 2) 建設業法第 40 条に規定する標識（建設業者がその店舗及び建設工事現場に掲示する）
 - 3) 建築基準法第 89 条に規定する建築確認の表示
- 2 道路標識の柱に設置する交通規制予告の看板については、当該看板が道路交通法第 77 条第 3 項の道路使用許可に付された条件である場合等、他法令の許可を満たすために設置されたものである場合は、市条例第 4 条第 3 項第 2 号に該当し、同条第 1 項は適用されない。
 - 1) 長野冬季オリンピック開催時には、道路交通法第 109 条の 2（交通情報の提供）に基づく同

法施行規則第 38 条の 7 第 1 項第 3 号による「交通情報板、路側通信設備その他の情報提供施設を用いて、情報を提供する」広告物等を、禁止地域及び許可地域の適用除外とされた。

「屋外広告の知識 第 4 次改訂版 法令編」P.94<注>を参照のこと。

- ・ セルフ式ガソリンスタンドにおいては、「危険物の規制に関する規則」の規定により、スタンドへ進入する際見やすい箇所に、顧客が自ら給油等を行うスタンドである旨の表示をすることとされている。

そのため、当該スタンドが禁止地域・許可地域・特別規制地域（以下単に「規制地域」という。）に所在する場合には、当該表示の部分（面積）については、適用除外として扱うことができる。従って、自己用広告物の表示面積には算入しなくてもよい。ただし、表示面積が不相応に大きいなど、広告効果を高める意図が感じられる場合については、この限りではない。

■ 市条例第 4 条第 3 項第 3 号（国等の祭典等の一時的表示等の許可）

本条の全ての要件を満たして市長の許可を得れば表示禁止物件に表示等を可能とする規定である。当然ながら、信号機等の効用を妨げるなど禁止広告物に該当するものは許可できない。

■ 市条例第 4 条第 3 項第 4 号ア及びイ

「規則に定めるもの」として、市規則第 3 条第 4 項及び第 5 項に定められている。

■ はり紙・はり札の規制について、軽犯罪法第 1 条第 33 号との関係

- ・ 軽犯罪法第 1 条第 33 号は、「みだりに他人の家屋その他の工作物にはり紙をし、若しくは他人の看板、禁札その他の標示物を取り除き、又はこれらの工作物若しくは標示物を汚した者」は、「拘留又は科料に処する」ものである。
- ・ 軽犯罪法は、社会一般の卑近な道德律違反の行為に対して軽微な制裁を科することにより秩序を維持しようとするものであるが、一方、屋外広告物条例は、良好な景観を形成、若しくは風致の維持、及び公衆に対する危害の防止を目的とするものであり、それぞれの保護法益は類似してはいるが、全く同一という訳ではない。
- ・ 従って、屋外広告物条例ではり紙を禁止する規定を設けることには問題ない。

■ はり紙・はり札の規制をした場合、例えば電柱の所有者は自ら除却することができなくなるのではないか（自力救済は認められないのではないか）

- ・ 屋外広告物条例違反となったビラを被表示物件の所有者が自ら除却することについては、これが自力救済に当たり、違法ではないかという意見がある。
- ・ 所有者が除却する行為の解釈については、厳密な意味では自力救済に該当すると考えるが、学説上も諸説があり、混沌としている。

表示された時点で財産上の価値がほとんど無くなっているビラを、被表示物件を美しくしておこうという財産保全上の理由から除却したとしても、常識的にこれが不法行為になるとは考え難いが、他方で財産的価値を認めるはり札ほかについては、はり紙と同様に解釈することはできないと考える。

結局、自力救済の妥当性について判断を行うより、法第 7 条第 4 項において簡易除却の方法が規定されている以上は、この手続に従い違反処理を行うことが法の趣旨であると考えられる。

第5条関係

(屋外広告物の表示の方法等の基準)

第5条 何人も、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、次項各号又は第3項各号に掲げる基準に適合しない広告物等を表示し、又は設置してはならない。

2 屋外広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法及びその維持の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保安上使用する場合を除き、地色に彩度15未満の色を使用していること。
- (2) 保安上使用する場合を除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用していないこと。
- (3) 汚染し、たい色し、はく離し、又は破損していないこと。
- (4) 屋外広告物を表示しない面を望見し得る場合にあっては、その面が塗装されていること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める基準

3 屋外広告物を掲出する物件の形状その他設置の方法及び維持の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第3号に掲げる基準
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

4 前条第2項の規定は、第2項第5号及び前項第2号に掲げる基準を定め、及び変更する場合について準用する。

■ 「その他表示の方法」とは何か

広告物等の設置位置、広告物等の使用方法などが考えられるが、この場合市規則に定めることとなる。

なお、表示の内容については、表現の自由との兼ね合いから本条例の規制は及ばない。(ただし、自己用広告物に該当するかどうか、営利を目的としないものに該当するかどうかなどといった場面では、一部表示内容に踏み込んだ判断をすることがある。)

■ 「地色」及び「彩度」について

- ・ 地色とは、広告物に使用されている色のうち、使用面積が最大のもののほか、文字、絵、マークその他の広告を目的とする表示部分の背景(広告以外の部分)となる部分の色をいう。ただし、全体の面積の10分の1以下の一の色(合計面積)を含まないものとする。
- ・ 彩度とは、J I Sによるマンセル色票系の中で色の鮮やかさを示す指標であり、現在、使用されている塗料では、極めて原色に近い赤、黄色のほか、非常に鮮やかなオレンジ色など、ごくわずかなものが彩度15以上の色に該当することになる。
- ・ 市条例第5条第2項第1号は、常時はもちろん瞬時においても適用されると解すべきである。従って、間隔をおいた数秒間に地色に彩度15以上の色が視認できる場合には、禁止屋外広告物として扱う。
- ・ 企業名とその背景のイメージカラーとが一体となった企業のシンボルマークが、表示している広告物の全体面積の2分の1以内であれば、「文字、絵、マークその他の広告」として扱い、地色の彩度の制限がかからないものとする。写真広告の取り扱いも同様とする。

■ 蛍光塗料、夜光塗料、反射塗料について

- ・ 蛍光塗料とは、光が当たると蛍光を発する蛍光体顔料を主体とした塗料。
明度、彩度、鮮明度、明視度が普通の塗料より高い。
- ・ 夜光塗料とは、暗所でも塗膜が発光する塗料。
夜光塗料には蓄光性と自発光性の二つの型があるが、現在は前者が大半を占めており、太陽光や電灯の光を吸収した後、暗所（夜間）で限られた時間発光機能を維持する塗料をいう。
- ・ 反射塗料とは、樹脂の油膜やガラス材料等を利用して、光の反射を高めたものをいう。
- ・ 市条例では、保安上使用するものを除き、蛍光塗料又は夜光塗料を使用した広告物等は掲出できないとしている。

■ 「汚染し、たい色し、はく離し、又は破損したもの」について

- ・ 「汚染し、たい色し、はく離し、又は破損したもの」とは、設置後の老朽化、風雨などの自然的影響又は人為的な力によって広告物等が汚くなったり、色があせたり、設置の基礎からはがれたり、破損したりした場合をいう。
これは、当然ながら、許可を受けて設置されている広告物等や表示禁止物件、禁止地域などの規定の適用除外となる広告物等にも適用される。

■ 法第5条の規定（広告物の表示の方法等の基準）について

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.17を参照のこと。

第5条の2関係

(点検)

第5条の2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、前条第2項又は第3項の基準を維持するため、規則で定めるところにより、広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検を行わなければならない。

2 前項の点検のうち規則で定める広告物等に係るものは、規則で定める者に行わせなければならない。

■ 点検の実施義務

広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者は、広告物等の損傷や劣化の状況を定期的に点検し、良好な状態に保持しなければなりません。

自主点検に関し必要な基本的事項は、飯田市屋外広告物安全管理指針(H30.1.26制定)による。

■ 点検の対象とする広告物等

飯田市内全ての広告物等を点検対象とします。

■ 点検の実施時期

- ・ 表示、設置又は改造の許可を必要とする広告物等
→許可及び許可の更新の申請前60日以内
(→本運用 P.40 参照)
- ・ 表示、設置又は改造を必要としない広告物等
→設置後3年以内ごと

■ 点検者の資格要件

以下の資格を有する者が点検を行う必要があります。ただし、高さが4メートル以下の広告物等については資格要件を問いません。

- ・ 屋外広告士
- ・ 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習の修了者
→上記技能講習とは、長野県知事の指定を受けた技能講習をいう。
- ・ 建築士(1級建築士、2級建築士、木造建築士)
- ・ その他市長が認めた者※

※市長が認める者には次の者が想定される。

- ・ 電気工事士(第1種電・第2種)
- ・ 第1種、第2種又は第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている者
- ・ 帆布製品製造又は広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者

第6条関係

第2節 屋外広告物禁止地域及び屋外広告物許可地域

(屋外広告物禁止地域)

第6条 次に掲げる地域又は場所（第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域（次条において「住居専用地域」という。）

(2) 都市計画法第2章の規定により定められた景観地区のうち、規則で定める地域

(3) 道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条に規定する道路をいう。）、鉄道、軌道若しくは索道の用地若しくはこれらの建設予定地又はこれらに接続し、かつ、これらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域

(4) 次に掲げる地域又は場所のうち、規則で定める地域又は場所

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）の規定に基づく市民緑地又は飯田市緑の育成条例（平成19年飯田市条例第42号）の規定に基づく緑地保全配慮地区、準緑地保全配慮地区若しくは市民緑地

イ 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）の規定に基づく市民農園の区域

ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定に基づき指定され、登録され、又は選定された建造物の周囲の地域若しくは史跡名勝天然記念物の地域

エ 文化財保護条例（昭和50年長野県条例第44号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域又は長野県史跡名勝天然記念物の地域

オ 飯田市文化財保護条例（昭和41年飯田市条例第33号）の規定に基づき指定された建造物の周囲の地域、飯田市史跡の地域、飯田市名勝の地域又は飯田市文化的景観の地域

カ 森林法（昭和26年法律第249号）の規定に基づき指定された保安林のある地域

キ 自然公園法（昭和32年法律第161号）の規定に基づく自然公園の地域又は長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の規定に基づき指定された郷土環境保全地域若しくは飯田市環境保全条例（昭和49年飯田市条例第10号）の規定に基づき指定された保全地区

(5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして、規則で定める地域又は場所

2 市長は、前項第2号から第5号までに規定する地域若しくは場所の指定、指定の解除又はその区域を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市民及び当該地域若しくは場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の5第1項の規定による地域協議会をいう。以下同じ。）及び審議会の意見を聴くものとする。

■ 「展望できる範囲の地域」の解釈について

- 市条例第6条第1項第3号では、道路等から「展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域」を禁止地域としている。従って、規則に定める地域であっても、道路等から「展望できる範囲の地域」に含まれない場合には、市条例第6条第1項第3号の地域には該当しない。「展望できる範囲の地域」か否か、つまり広告物等が展望できない場合には、当該広告物等を表示し、又は設置する地点は「展望できる範囲の地域」外であるとみなし、当該広告物等は規制の対象外と

する。

- 1) 自然の立地条件により広告物等が展望できない場合には、当該広告物等を表示し、又は設置する地点は、「展望できる範囲の地域」外であるとみなし、当該広告物等は規制対象外とする。
 - 2) 人為的障害物により広告物等が展望できない場合にも、当該障害物が一時的・仮設的なものである場合を除き、当該広告物等を表示し、又は設置する地点では「展望できる範囲の地域」外であるとみなし、当該広告物等は規制対象外とする。
 - 3) 1)及び 2)における、展望できるか否かの判断は、指定道路の路肩に立ち、路面から 1.5mの高さから路面と平行な視線で眺望して視界内に広告物等の表示内容を明確に視認できるか否かによる。
- ・ 「明確に視認できるか否か」の基準を設けることは困難であるが、「明確に視認できるか否か」の举证責任は第一次的には事業者側にあり、事業者側は広告物の設置にあたって、指定道路から見えないことを立証しなければならない。なお、禁止地域等の区域内にあり展望できない広告物等であっても、市条例に基づく届出を要する物件については、所要の手続きが必要である。

【参考】旧建設省の考え方

屋外広告物条例ガイドライン（案）に定める「展望することができる地域」とは、自然の立地条件等により広告物の設置地域が展望できない場合には、その地域は規制対象外とし、また一方家屋連担等の人為的障害物により当該広告物自体は直接展望できないが広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合にはその地域は規制対象とする。

- 1 高速道路沿道の規制であって、本線からは展望できないが、ランプウェイ、サービスエリア等から展望できる物件については、規制対象外である。
- 2 指定道路から展望できるか否かの判断については、道路等の展望規制に係る地域のみ考慮される。よって、住居専用地域、風致地区、駅前広場等の面的規制の地域については考慮しない。

■ 禁止地域等における掲出する物件の扱い

「広告物等を表示し、又は設置してはならない。」とは、屋外広告物又はこれを掲出する物件（市条例第4条第1項で規定）を表示し、又は設置してはならないことを意味するが、そもそも禁止地域において指定道路から視認できない場合は、禁止地域の規制対象外（つまり禁止地域外（展望できる範囲の地域外）と同様の扱い）となることから、表示面が視認できない広告物等は、掲出する物件であっても規制の対象とならない。

■ 法第3条第1項の規定について

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.14を参照のこと。

■ 「建設予定地」への規制について

道路等の「建設予定地」への規制については、「建設予定地」の用地が全て買収されたときに規制をかけることができる。これは例えば都市計画道路が整備される前に規制地域に指定することも考えられるが、事業の性格上、規制の適用の際に整備が追いつかないこともあり、慎重に指定すべきとの考えを示したものである。

■ **禁止地域の規制範囲の基準点について**

道路に係る屋外広告物の規制範囲の基準点についての考え方は、次のとおりとする。

規制幅員	基準点
100m以下	道路の区域界（官民界）とする。
100m超	道路の路肩（車道舗装面の両端（路側帯の内側と車道端の間））の外側とする。

■ **広告物等を設置する建築物又は広告物等自体が禁止地域と禁止地域でない地域にまたがる場合の取扱いについて**

- ・ 禁止地域と禁止地域でない地域にまたがる建築物に設置された広告物等について、当該広告物が禁止地域でない地域に設置されるものである場合、当該広告物等には、禁止地域の規定は適用されない。
- ・ 広告物等が禁止地域と禁止地域でない地域にまたがる場合には、禁止地域内の部分についてのみ禁止地域の規定が適用される。

■ **広告物等の表示・設置場所が禁止地域と許可地域の両方に含まれる場合の取扱いについて**

- ・ 広告物等の表示・設置場所が禁止地域と許可地域の両方に含まれる場合には、禁止地域内にあるものとして扱う。

第7条関係

(屋外広告物禁止地域の指定があった場合の特例)

第7条 住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)又は前条第1項第2号から第5号までに規定する地域若しくは場所の指定若しくはその区域の拡張があった際、現に当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張に係る地域若しくは場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張のあった日から3年(規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間)を経過する日までは、同項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

■ 特例に関する国の屋外広告物条例ガイドライン(案)について

「屋外広告の知識 第4次改訂版 法令編」P.96(経過措置)を参照のこと。

■ 禁止地域の指定があった場合の特例について

- 従来禁止地域に指定されていなかった地域(許可地域及び特別規制地域を含む。)に新たに禁止地域の指定がなされた場合についての経過措置の規定である。

これは、指定以前に適法に設置されていた広告物等を指定と同時に撤去することは酷であり、財産権の保護の観点からも一定の猶予期間が必要であるとの考えによるものである。

なお、指定以前に屋外広告物条例に違反して設置されていた広告物等についてまで3年間撤去を猶予する趣旨ではない。

また、経過措置期間内に広告物が禁止屋外広告物に該当するに至った場合には、その時点で撤去又は改善が必要となる。

- 経過措置期間中の広告物の補修、改造等を行った場合、たとえ軽微な補修であっても、「引き続いて表示し、又は設置しておく」状態から逸脱するものであるため、その時点で経過措置は適用されなくなると考えるべきである。
- 禁止地域指定後の猶予期間の3年間に、著名な地点等への案内看板の許可申請があった場合、許可をすることができる。その場合、許可の有効期間は許可日から3年間である。

- 規制地域の指定後の事務処理について

平成8年9月5日付け8建景第59号の長野県住宅部長から市町村長あて「屋外広告物規制地域指定後の事務処理について(通知)」にて、1 猶予広告物設置者等への指導、2 新規違反の未然防止についての通知がされている。

「屋外広告物Q&A」P.16を参照のこと。

第8条関係

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物等については、第6条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 第4条第3項第1号及び第2号に掲げるもの
- (2) 国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの
- (3) 次に掲げるもので、規則で定めるもの
 - ア 自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等に表示するもの
 - イ 祭典その他慣例上使用するもの
 - ウ 一時的又は仮設的なもの
 - エ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置するもの
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、営利を目的としないもの
- (4) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために表示し、設置し、又は改造するもので、当該表示、設置又は改造について市長の許可を受けたもの
- (5) 第6条第1項第4号に掲げる地域又は場所において、表示し、又は設置するもので、規則で定めるもの

■ 国又は地方公共団体が設置し、又は表示するもので、公益上必要と認められるものについて

- ・ 次に掲げる広告物等は、「国又は地方公共団体が設置し、又は表示するもので、公益上必要と認められるもの」に該当する。
 - 1) 道路標識に添加する広告物
 - 2) ベンチ、屑かご、照明灯に貼付する広告物で総面積 0.18 平方メートル以内のもの
 - 3) 消火栓等標識に添加する広告物で、大きさが 60 センチメートル×25 センチメートル以内で、かつ地色に白色又は淡色を使用したもの
 - 4) 上記のものを除いて、国又は地方公共団体が設置するものに添加する広告物で、総面積の 20 分の 1 以内で市長と協議したもの

< 県の見解 >

- ア 商工会議所が設置する広告物等は、国又は地方公共団体が設置する広告物等でないので、適用除外とならない。
- イ 信州博覧会の宣伝のために同博覧会実行委員会が設置する広告物等については、同実行委員会が県及び市町村を構成団体としていること、及び公益のために組織され活動していることから、「国又は地方公共団体が設置し、又は表示するもので、公益上必要と認められるもの」に該当する。
- ウ 財団法人長野オリンピック冬季競技大会組織委員会（NAOC）及び財団法人長野パラリンピック冬季競技大会組織委員会（NAPOC）は、国又は地方公共団体には該当しない。
- エ 警察本部（長）、警察署（長）、派出所、駐在所が行う広告物等の表示等や、地方公共団体が掲出した警察署への案内板については、いずれも「国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、公益上必要と認められるもの」に該当する（平成6年2月18日 5建景第96号 長野県警察本部防犯部長あて回答）。
- オ 郵便局の民営化に伴う看板の変更は適用除外とはならない。

カ 第三セクターが設置する広告物は「国又は地方公共団体が設置するもの」に該当しない。

キ 第三セクター運営施設の誘導のため地方公共団体が設置する広告物は、適用除外に該当する。

ク 地方公営企業が設置する屋外広告物は「地方公共団体が設置するもので、公益上必要と認められるもの」に該当する。

■ 自己用広告物の定義について

- ・ 「自己の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事業所、営業所等に表示するもの」とは、自己（社）の氏名、事業又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所、倉庫、車庫、売店、臨時営業所、仮営業所、露店等又はこれらの敷地内に表示又は設置される広告物等をいう。
 - 1) 自己の住居、事務所等のない、単なる空き地に「売地」と表示する広告物等は自己用広告物とは認められない。
 - 2) 倉庫の敷地内に設置された倉庫を所有する会社の「社員募集」の広告物は、自己用広告物に該当する。
 - 3) 有料駐車場の敷地内に、駐車契約の相手方であるデパート、商店の名称等その営業に関し表示・設置する広告物等は、駐車場設置者のための自己用広告物である。
 - 4) 放送局が自社の周波数を表示する沿道看板は、自己用広告物には該当しない。
 - 5) デパート、商店等の経営者が、当該デパート等の近隣の土地（デパート等の敷地と接しているものを除く。）を利用し、当該デパート等の利用客のみを対象とする駐車場を設置している場合、駐車場の敷地内に設置する、当該駐車場が当該デパートの利用客用駐車場であることを示す広告物等は、自己用広告物とは認められない。ただし、この場合であっても、利用客を駐車場に誘導する目的で設置されたものについては、非営利目的の広告物等としては認められる。
 - 6) 自動販売機は、物品販売の要素に着目して売店として扱うので、自動販売機に表示されている商品名、企業名は、自己用広告物に該当する。
 - 7) 消費者金融の自動契約コーナー（無人）が設置されている建物に掲出される消費者金融の広告は自己用広告物に該当する。
 - 8) 自己の事業所等又はこれらの敷地内に表示・設置される広告物等が、自己の営業内容と同じ場合又は関連する営業等のメーカー、商店、会社等から委託されて表示・設置する広告物等についても、自己用広告物として扱う。
 - 9) 営業所等が建設中であって、営業所等の形態をなしていない段階であっても、現に建設が進行中であり、自己の営業所等の敷地内に掲出されるものであるなど、自己用広告物のその他の条件が満たせていれば、自己用広告物として扱う。
 - 10) 自己の営業所等の敷地の扱いについて
 - ・ 自己の営業所等の敷地は建築基準法上の敷地や敷地の所有権に関らず、実際の敷地の利用状況により判断することが望ましい。例えば、複数の店舗が建つ隣接する敷地において、駐車場を含め敷地を一体として利用する場合、その敷地内に掲出される広告物等は自己用広告物として扱う。
 - ・ 店舗から道路を挟んだ反対側に設けた駐車場に設置された営業用広告物は自己用広告物ではない。

- 国の屋外広告物条例ガイドラインでは、自己管理広告物（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物）について一定のものを自己用広告物と同様適用除外としているが、県条例にはこうした概念を持たず、市条例においても原則的には規制を受けることとなる。

■ 自己用広告物の面積算定について

- ・ 自己用広告物の面積算定に当たっては、総量で計算する。
 - 1) 自己用広告物の面積算定に当たっては、指定道路等から展望できる広告物等のみの表示面積を合計する。
 - 2) 建築物等を利用した広告物等が表示される場合に、併せて壁面に企業のイメージ・カラーなのか単なる装飾なのか識別の難しい彩色が施されることがあるが、このような場合の自己用広告物の面積算定に当たっては、次のとおりとする。
 - ・ 広告物等が表示される部分が、建築物の一部として効用を果たす場合（例えば建物の装飾として壁が突出している場合など）には、当該広告物等は建築物の壁面を利用した広告とみて、その表示部分の面積のみを算定する。
 - ・ 広告物等が表示される部分が、明らかに建築物とは別の工作物であり、効用上も建築物とまったく無関係な場合には、当該工作物自体を広告塔とみなし、当該工作物において広告物等を表示可能な部分全体の面積を算定する。
- 禁止地域において、複数の事業所等が同一の建築物に入居している場合の自己用広告物は、一事業所等につき表示面積 10 m²以下のものを掲出できる。

■ 事業所等の敷地が本通り等の入口に接していないため、広告物等が本通り等から望見できない等の場合の取扱いについて

事業所等の敷地が本通り等の入口に接していないため、広告物等が本通り等から望見できないか著しく効果がない場合、次のアからウの要件を満たす場合に限り、自己用広告物として本通り等の入口に広告物等を表示・設置できるものとする。

- ア 1の事業所等につき、本通り等の入口に1個に限り表示・設置するものであること。
- イ 本通り等の入口に表示・設置する広告物等と禁止地域又は許可地域内にある事業所等の敷地内に表示・設置する広告物等の表示面積の合計が禁止地域にあつては10㎡、許可地域にあつては15㎡以内であること。
- ウ 本通り等の入口に表示・設置する広告物等は、事業所等への案内のために表示・設置するものとし、本通り等と事業所等との距離が、市規則別表第1に掲げる「接続する道路等」と事業所との距離と同じかそれ以下であること（高速自動車国道に係る禁止地域の場合を除く。）。
 - 「本通り等」とは、道路交通法第2条に規定する道路又はその建設予定地（市規則別表第1に掲げる「接続する道路等」に限らない。）であり、広告物等の設置者がその事業に関して頻繁に利用するか、又は利用客が頻繁に利用する道路であれば、道路の種類、幅員、交通量等については限定しない。
 - 広告物等の設置位置については、案内・誘導の目的に照らし、必然性の認められる位置であること（単なる商品の宣伝を主な内容とするもの、500m先左折などの内容のものは不可。）
 - 本通り等と事業所等の距離が、市規則別表第1に掲げる「接続する道路等」と事業所等との距離と同じかそれ以下であること（高速自動車国道に係る禁止地域の場合を除く。）。
 - 事業所等が、本通り等に係る規制地域と同一地域内にあること。
 - 上記要件を満たさない広告物等であっても、市規則別表第1に掲げる「接続する道路等」から展望できないものについては、禁止地域の対象とならない。

■ 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する巻付広告について

市条例第8条第3号エ（市規則第8条第4号）は、例えば第一種低層住居専用地域に新たに指定された禁止地域において、市長が地域を限定して飯田市景観計画に定め、自己用広告物以外のものであっても適用除外が可能となる規定である。

■ 祭典又は慣例上使用するものについて

「祭典」とは、地域の祭りなどのように年中行事等のために行われるものに限定されず、各種のスポーツ大会、イベント等も含むものである。

なお掲出にあたっては、「祭典」の終了とともに速やかに撤去・改善が図られるものであること。

- 1 長野冬季オリンピック及びパラリンピックは、「祭典」に該当し、これらを主催する実行委員会が企画する広告物は規制地域の適用除外となる。
- 2 飯田りんごん、いいだ人形劇フェスタ又は飯田お練まつり等は、1と同様に「祭典」に該当する。ただし、表示禁止物件の表示については、市条例第4条第3項第3号の規定により市長の許可を要する（国又は地方公共団体への許可のため手数料は不要）。
- 3 葬儀の案内は「祭典又は慣例上使用するもの」に該当する。

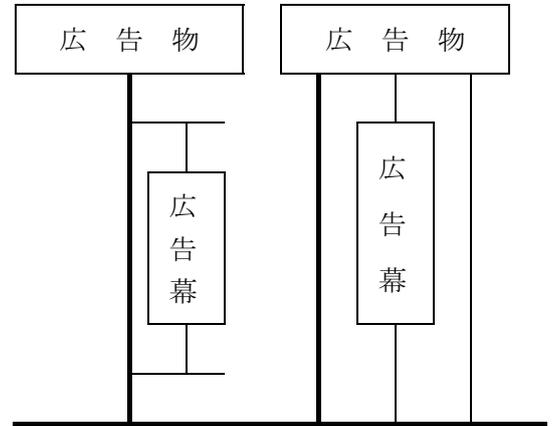
■ 一時的又は仮設的なものについて

いわゆる「のぼり旗」については、表示期間及び責任者の住所氏名を 25c m²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないものに限って適用除外と扱うべきであり、30 日を超えて長期間に亘って掲出されているもの又は 30 日以内の期間を定期的に繰り返すような方法で掲出されているものは、「一時的又は仮設的なもの」とはいえない。

○ 広告幕を掲出する構造の広告物について（右図参照）

広告物自体が一時的又は仮設的なものとして適用除外となる場合でも、構造上や許可申請書に添付された仕様書から広告幕を掲出するものと確認できるときは、広告物を掲出する物件としてその表示面積を算定する。

この場合仕様書などで掲出する広告物の規格が確認できる場合には、広告幕の面積をもって表示面積とする。これ以外の場合には、掲出し得る最大面積をもって表示面積とする。



■ 非営利目的の広告物等について

- ・ 広告物の表示の内容については、表現の自由との兼ね合いから、本来、屋外広告物条例の規制は及ばない。

従って、営利か非営利かの判断に当たっては、特に法第 29 条の趣旨を踏まえ、慎重に行うべきである。

- ・ 「公益に関する宣伝告知」とは、単に交通安全、公衆衛生等を目的とするものに限らず、私的利益を離れ、個人の意見・信条等を公に宣伝告知するものととらえるべきである。

○ 非営利目的の広告物に該当するとした例

- 1 民間の団体による「生かそう世界が注目する平和憲法 許すな！自衛隊の海外派兵」の広告看板は、思想・信条の類の表現であり、営利を目的として掲出されたものとは認められない。
- 2 「選挙がらみのウソ強要 中傷はおかしい」「自由な判断をさせて下さい ショリが生まれる」「選挙運動はやめて下さい」という表示内容の広告物は、私的利益を離れ、個人の意見・信条等を公に宣伝告知するものととらえるべきであり、市規則第 8 条第 5 号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。
- 3 交通安全協会、防犯協会等の表示・設置する広告物については、非営利目的のものであれば、市規則第 8 条第 5 号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。
- 4 政治活動又は宗教活動に係る宣伝告知を目的とする広告物等は、市規則第 8 条第 5 号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。よって、政党ポスターもこれに該当する。
- 5 下水道ポンプ場建設に対する反対意見を表明する広告物等は、市規則第 8 条第 5 号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。
- 6 葬儀屋の隣家住民が設置する「霊柩車の車庫設置及び営業反対」という広告物等は、市規則第 8 条第 5 号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。

- 7 街路樹の根元の土地に建て植えた「犬のフン禁止」という内容の広告物等は、市規則第8条第5号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。
- 8 工事現場等で工事名、発注者名、受注者名等を表示する大型看板は、専ら受注者名を宣伝する場合を除き、公益のために設置されたものと考えられるので、「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当する。なお、建設業許可標識や建築確認済表示などは市条例第4条第3項第2号に規定する「法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの」に該当する。
- 9 「駐車場の敷地ではアイドリングストップにご協力ください。」「前向き駐車にご協力ください。」等の記載は、一般的に営利を目的としないものに該当する。
- 10 住宅地図のような形態の看板（屋号表示）を掲出する場合、商店等の営業を営む者がいなければ、非営利の屋外広告物に該当する。
- 11 市と締結された協定に基づく電柱巻付型のスポンサー広告付避難誘導看板は、「営利を目的としない、公益に関する宣伝告知のためのもの」として取り扱う。

○ 非営利目的の広告物に該当しないとした例

- 1 宗教法人が経営する宿泊施設を宣伝する広告物等は、市規則第8条第5号アに規定する「公益に関する宣伝告知のためにするもの」に該当しない。
- 2 営利を目的としない標語等であっても、合わせて民間企業の名称が表示されている場合は、一定の営利性が認められることから、非営利目的の広告物には該当しない。

■ 許可手数料算定の基礎となる広告物等の表示面積の算定

- ・ 特殊装置とは、動光、点滅照明、ネオンその他これらに類するものなど動きのあるものを指す。
- ・ 電柱の巻付広告については、通常2枚で一組として設置されるが、許可手数料に係る表示面積の算定については、一組で1個として算定する。なお、袖看板が別にある場合はそれぞれ1個として算定する。
- ・ ひとつの事業所等に、広告板及び立看板が複数ある場合には、それぞれについて手数料を算定する。
- ・ 許可手数料算定の基礎となる広告物等の表示面積の算定は、参考として別添 P.57 に掲げるところによる。

■ 許可手数料の徴収について

許可手数料徴収の根拠は、飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）に定められている。市条例に基づく許可は、一般的禁止を要件適合の場合に限り解除しようとするものである。屋外広告物許可事務は、この意味において地方自治法第227条の「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」を根拠としている。

第9条関係

(適用除外の許可等)

第9条 市長は、前条第4号の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項に規定する基準の決定及び変更について準用する。

3 前条第4号の許可の有効期間は、3年（規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で規則で定める期間）とする。

4 前条第4号の許可には、当該地域又は場所における良好な景観若しくは風致の維持若しくは公衆に対する危害防止のために必要な限度において、条件を付することができる。

5 市長は、前条第4号の規定による許可をしたときは、その者に対し、許可証を交付しなければならない。ただし、はり紙、はり札その他規則で定める広告物等については、当該広告物等に許可済印を押すことをもって、これに代えることができる。

6 前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を当該許可に係る広告物等に付けて表示しておかなければならない。

■ 案内のための広告物等に係る適用除外について

- 案内のための広告物等の要件

1 「著名な地点」

「著名な地点」とは、その地域を案内することが公益的であると認められる程度に著名な場所とし、判断の基準としては、国土地理院発行の5万分の1の地図に掲載されている程度とする。

2 「公共的な施設」

「公共的な施設」とは、次に掲げる施設とする。

- 1) 医療法第1条の2に規定する病院、診療所
- 2) 社会福祉事業法第2条に規定する社会福祉事業のための施設
- 3) 学校教育法第1条、第82条の2及び第83条に規定する学校、専門学校、各種学校
- 4) 博物館法第2条に規定する博物館、美術館
- 5) 神社、寺院、教会

- 案内のための広告物等の許可基準

市規則第10条第1項に許可基準を定めている。

1 表示面積

表示する地域に応じて表示面積の基準を定めている。

2 地上からの高さ

地上からの高さとは、建築基準法施行令第2条第1項第6号の「地盤面からの高さ」による。

3 地色及び彩度

(→本運用 P.16 参照)

4 反射光のある素材

反射光のある素材とは、金属の表面を研磨加工したもの又は金属メッキを施したものなどでその表面が鏡面状のものをいう。

5 動光、点滅照明、ネオンその他これに類するもの

動光とは、光源が動くもの、表示面の回転などにより光源が動いているように見えるものをいう。

点滅照明とは、個々の光源が点滅するもののほか、文字放送のように、個々に点滅する光源を集合させることにより広告物全体として文字、絵などを表現するものをいう。

ネオンとは、ネオン管を利用したものをいう。

その他これらに類するものとは、ネオン管に類似した着色蛍光管など、動光、点滅照明、ネオンに類似したものをいうが、単なる蛍光管や白熱灯を用いて広告物等の板面を照らすのみのもの、動きのない内照方式のものは含まない。

LED 広告は「動光、点滅照明、ネオンその他これに類するもの」に該当する。

6 その他

上記のほか、設置される地域（場所）に適用される景観育成基準に適合する必要がある。

7 設置個数

案内の目的となる地点、施設 1 に対し、各市町村につきその区域内に 2 個以内設置を許可するものとする。

なお、ひとつの地点又は施設を目的として、同一の設置者が表示内容の異なる広告物等を複数設置する場合に、同一の表示内容のものにつき各々 2 個ずつ認める趣旨ではない。

・ 許可印について

はり紙、はり札、広告旗、立看板その他これらに類するものは、許可印を押すことが合理的なものは許可証に代えて許可印とすることができる。またそれ以外でも、許可印を押すことが合理的なものについては同様の扱いができるとしている。

■ 許可申請書の様式、添付書類、許可証等の様式について

案内のための広告物等に係る表示（設置、改造）許可申請については、市規則にその様式及び添付書類が規定されている。また、許可書及び許可済印についても様式が規定されている。

第10条関係

(屋外広告物許可地域)

第10条 次に掲げる地域又は場所(第6条第1項各号に掲げる地域又は場所及び次条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。)において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 第6条第1項各号に掲げる地域若しくは場所の周辺又はこれらから展望できる範囲の地域のうち、規則で定める地域
 - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために特に必要があるものとして規則で定める地域又は場所
- 2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。
- 3 第6条第2項の規定は、第1項各号に規定する地域又は場所の指定、指定の解除及びその区域の変更並びに前項に規定する基準の決定及び変更について、第7条の規定は第1項各号に規定する地域又は場所の指定及びその区域の拡張があった場合について、前条第3項から第6項までの規定は第1項の許可について、それぞれ準用する。この場合において、第7条中「住居専用地域の決定若しくは変更(拡張の場合に限る。)
- 又は前条第1項第2号から第5号まで」とあるのは「第10条第1項各号」と、「当該決定若しくは変更又は指定若しくは区域の拡張」とあるのは「当該指定又は区域の拡張」と読み替えるものとする。
- 4 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。
- (1) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第2号に掲げるもの
 - (2) 第8条第3号アからオまでに掲げるもので、規則で定めるもの
 - (3) 第1項各号に掲げる地域又は場所において、表示し、設置し、又は改造するもので、規則で定めるもの

■ 許可の取得について

- ・ 許可地域にある事業所等の敷地内に広告物A(4㎡)、広告物B(12㎡)がある場合に、広告物の設置時期と許可取得の必要性は次のとおり。

- | | |
|------------------|------------------|
| ア 広告物A又はBのみ設置 | ⇒ 許可不要 |
| イ 広告物A設置後に広告物B設置 | ⇒ 広告物A及びBともに許可必要 |
| ウ 両広告物を同時に設置 | ⇒ 広告物A及びBともに許可必要 |

市条例第10条第4項第2号(市規則第11条第6項第1号)の適用除外は自己用広告物について、表示面積の合計15㎡以下のものとされていること、また、例えば許可の手続き違反があった場合に広告物Aが違反なのか広告物Bなのか判断がつかなくなることを避けている。

【参考】旧建設省の考え方

複数の広告物の表示により許可が必要となった場合に、そのすべての広告物について許可を受ける必要があるかが問題となるが、確かに許可が不要であった広告物が、他の広告物を追加した途端に許可が必要な広告物になるものとは考えにくい。基準を超えることとなった以上、基準を超えているかどうかについてすべての広告物を対象として検討した結果許可が必要と判断されるわけであるから、やはりすべての広告物について許可を受けることが必要ではないか。(『屋外広告行政の実務Q&A(ぎょうせい)』P.174)

- 許可申請書に記載された事項（形状、寸法、材料、構造、意匠、色彩その他表示の方法）について変更を生ずる場合には、許可が必要である。
 - 1 広告物の表示面のみを定期的に入れ替える場合には、その都度、新規の表示・設置の許可が必要である。
 - 2 許可制においては、材料がたい色、はく離した場合に、当初と同じく塗装する場合など、表示面、掲出する物件の軽微な補修については、新規、改造のいずれの許可も必要ない。

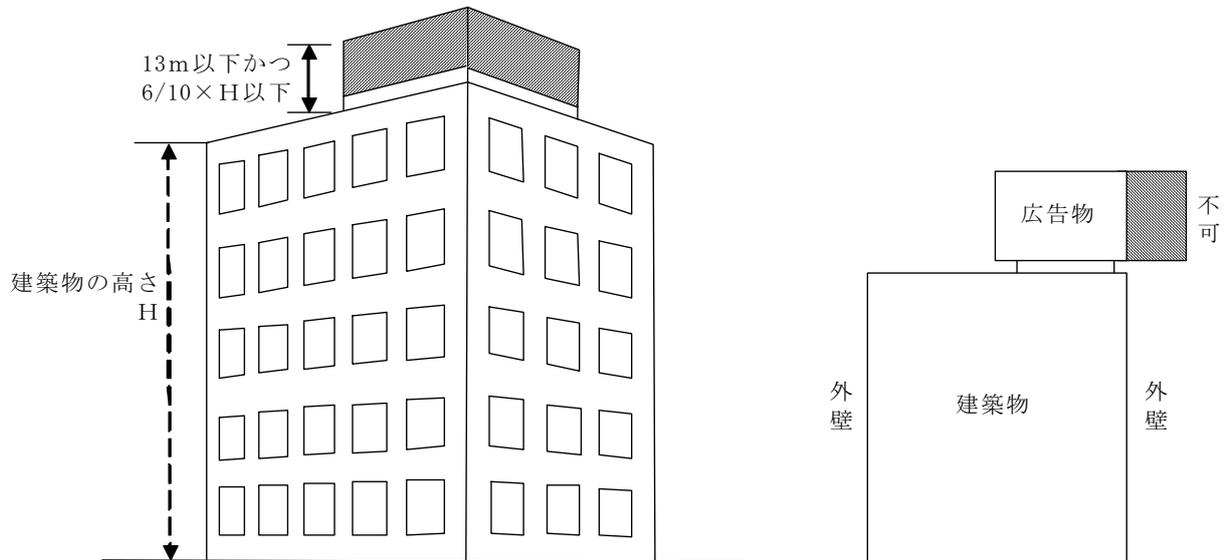
なお、届出制については、市規則第 24 条の規定により、「広告物等の汚染、たい色、はく離又は破損その他により、塗装又は部材の更新その他の修繕による原状回復を行う行為（色彩の変更又は材料若しくは形態意匠の変更その他の変更を伴わないものに限る。）で行為の対象の面積が 10 平方メートルを超えない行為」は届出の対象とならない

- 許可地域の許可基準のイメージについて（市規則第 11 条第 4 項、別表第 4）

1 建築物を利用した広告物等

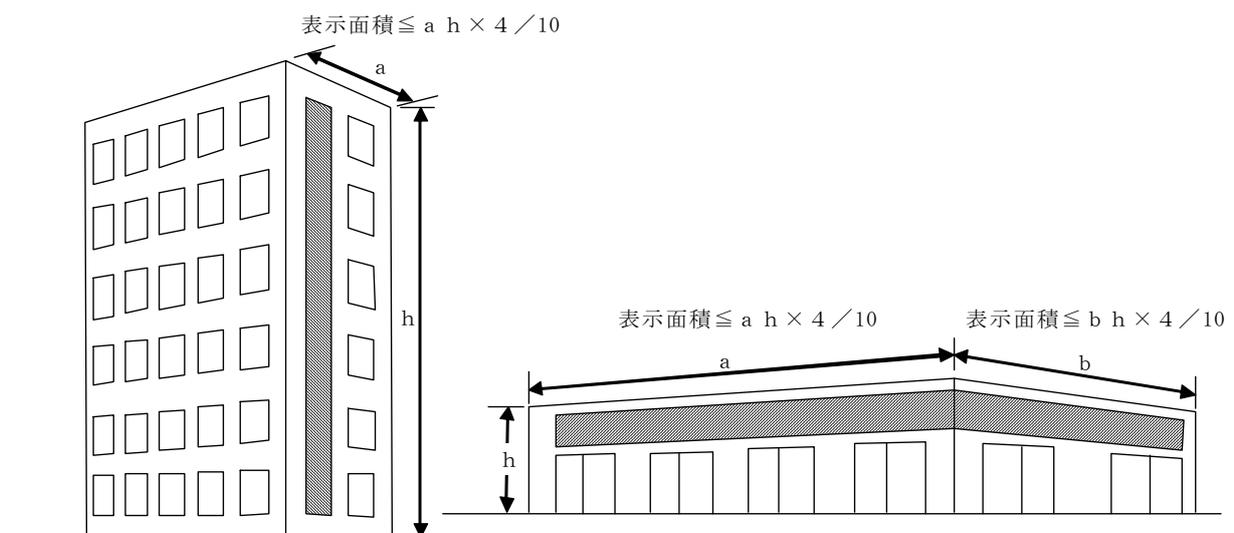
① 屋上広告物

- ◇ 広告物本体の高さ 13メートル以下
- ◇ 建築物の高さに対する本体の高さの割合 10分の6以下
- ◇ 建築物から横にはみ出さないこと



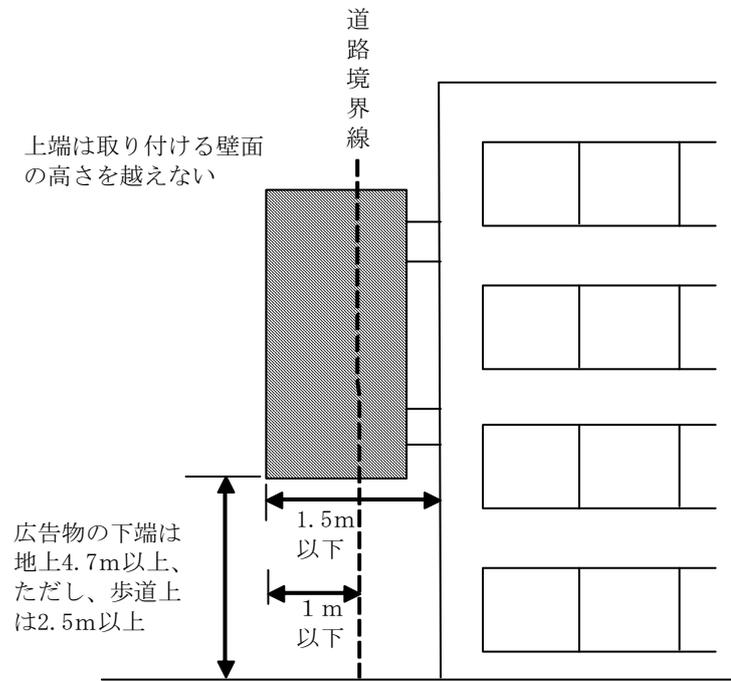
② 壁面広告物

- ◇ 表示面積の合計が広告物を表示する壁面の10分の4以下



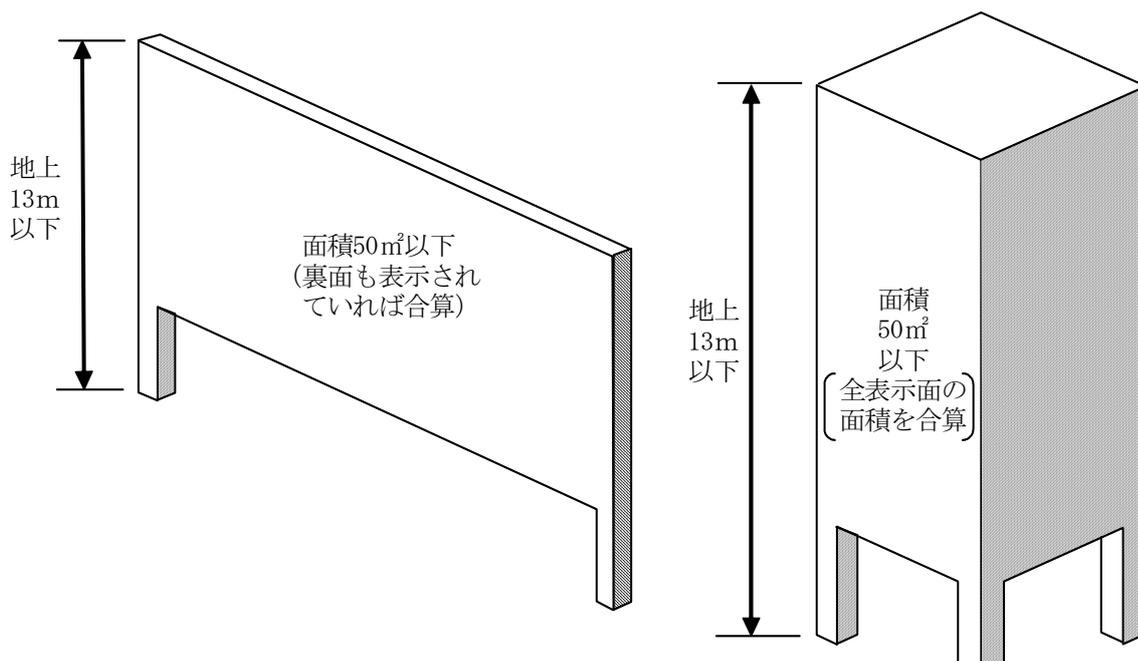
③ 袖看板

- ◇ 下端の高さ 道路から 4.7 (歩道上は 2.5) メートル以上
- ◇ 壁面からの出幅 1.5 メートル以下
- ◇ 道路上の出幅 1.0 メートル以下
- ◇ 壁面の上端を越えないこと



④ 地上に設置する広告物等

- ◇ 高さ 13 メートル以下
- ◇ 表示面積 合計 50 平方メートル以下



■ 許可期間について

- ・ はり紙、はり札、立看板類、広告幕類及びアドバルーン等の許可期間は6月であり、これら以外の広告物等の許可期間は3年である（市条例 10 条第3項において同条例第9条第3項の規定を準用しており、市規則第10条第2項及び第3項を同様に準用している）。
- ・ はり紙、はり札及び立看板類については、いずれの規制形態の地域でも表示禁止物件には掲出できない（掲出された場合には、法第7条4項による簡易除却が実施されることになる）。

許可地域においては、表示禁止物件以外には掲出する物件（例えば、家屋の壁、塀、柵）の管理者等の同意を得て掲出することができるが、この場合には表示・設置に当たって市長の許可が必要である。この場合の許可の手数料については、飯田市手数料条例の定めるところによることとなる。

■ 「展望できる範囲の地域」の解釈について

（→本運用 P.19 参照）

■ 「建設予定地」への規制について

（→本運用 P.20 参照）

■ 許可地域の規制範囲の基準点について

（→本運用 P.21 参照）

■ 広告物等を設置する建築物又は広告物等が許可地域と許可地域でない地域にまたがる場合の取扱いについて

（→本運用 P.21 参照）

■ 許可地域の指定があった場合の特例について

（→本運用 P.22 参照）

■ 国又は地方公共団体が設置し、又は表示するもので、公益上必要と認められるものについて

（→本運用 P.23 参照）

■ 自己用広告物の定義について

（→本運用 P.24 参照）

■ 自己用広告物の面積算定について

（→本運用 P.25 参照）

■ 事業所等の敷地が本通り等の入口に接していないため、広告物等が本通り等から望見できない等の場合の取扱いについて

（→本運用 P.26 参照）

- 電柱又は街路灯柱に表示し、又は設置する巻付広告について
(→本運用 [P.26](#) 参照)

- 祭典又は慣例上使用するものについて
(→本運用 [P.26](#) 参照)

- 一時的又は仮設的なものについて
(→本運用 [P.27](#) 参照)

- 非営利目的の広告物等について
(→本運用 [P.27](#) 参照)

- 許可手数料算定の基礎となる広告物等の表示面積の算定
(→本運用 [P.28](#) 参照)

- 許可手数料の徴収について
(→本運用 [P.28](#) 参照)

- 許可申請書の様式、添付書類、許可証等の様式について
(→本運用 [P.30](#) 参照)

第 11 条から第 13 条まで関係

第 3 節 屋外広告物特別規制地域

(指定)

第11条 市長は、地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることが特に必要な地域又は場所を、屋外広告物特別規制地域として指定することができる。

2 前項の指定は、あらかじめ、市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いて、規則で定めて行うものとする。

3 前2項の規定は、屋外広告物特別規制地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(許可等)

第12条 屋外広告物特別規制地域において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、当該表示、設置又は改造について、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による許可の申請があった場合において、当該申請に係る広告物等が規則で定める基準に適合するときは、許可しなければならない。

3 第1項の許可の有効期間は、規則で定める期間とする。

4 第9条第4項から第6項までの規定は、第1項の許可について準用する。

5 屋外広告物特別規制地域の指定又はその区域の拡張があった際、現に当該指定又は区域の拡張に係る地域又は場所に表示され、又は設置されている広告物等は、当該指定又は区域の拡張のあった日から規則で定める期間を経過する日までは、第1項の規定にかかわらず、引き続いて表示し、又は設置しておくことができる。

6 次に掲げる広告物等については、第1項の規定は、適用しない。

(1) 第4条第3項第1号及び第2号に掲げるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(規則を定める手続等)

第13条 前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等は、あらかじめ、市民及び当該地域若しくは場所に関係を有する者の意見を求めるために必要な措置を講じるとともに、当該地域又は場所に係る地域協議会及び審議会の意見を聴いて、当該屋外広告物特別規制地域の指定に併せて定めるものとする。

2 前項の規定は、前条第2項に規定する基準、同条第3項に規定する期間、同条第5項に規定する期間及び同条第6項第2号に規定する広告物等の変更について準用する。

■ 特別規制地域制度の趣旨について

市条例は、良好な景観を育成、若しくは風致の維持及び公衆に対する危害の防止を目的としているが、良好な景観を形成、若しくは風致の維持は、究極的には地域の風土や土地利用の状況などによって左右される。市条例第2章第1節及び第2節の規制は、全市レベルの一律の規制であり、より地域の特性及び個性を生かした形で規制ができるよう配慮したものである。なお、この目的に公衆に対する危害の防止は含まれていない。

・ 制度の概要

規制項目	許可地域	特別規制地域
区域の指定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見聴取 ○ 関係する地域協議会 ○ 審議会の意見聴取 ○ 市長が市規則で指定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見聴取 ○ 関係する地域協議会の意見聴取及び審議会の意見聴取 ○ 市長が市規則で指定
許可基準	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内一律の基準 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域指定に併せ、地域の特性及び個性に応じた許可基準等を定める。 ○ 市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見聴取 ○ 関係する地域協議会及び審議会の意見聴取 ○ 市長が市規則で指定
許可の有効期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年 	
指定時既存物件の規制猶予期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年（市規則で定める広告物等にあつては、3年を超えない範囲内で市規則で定める期間） 	
適用除外となる広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙運動用 ○ 法令義務 ○ 国・地方公共団体が表示・設置（ただし公益上必要と認めるもの） ○ 自己用（15㎡以下） ○ 祭典用 ○ 一時的・仮設的 ○ 非営利目的 ○ 著名な地点等の案内で市長の許可を受けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 選挙運動用 ○ 法令義務 ○ 地域指定に併せ、地域の特性及び個性に応じた除外を定める。 ○ 市民及び当該地域又は場所に関係を有する者の意見聴取 ○ 関係する地域協議会及び審議会の意見聴取 ○ 市長が市規則で指定

■ 特別規制地域の規制内容について

- ・ 特別規制地域の趣旨が、より地域の特性及び個性を生かした景観の育成又は風致の維持を図ることにあることから、規制の内容の検討に当たっては、必ずしも禁止地域に類似した程度の規制内容でなければならないということではない。

従って、商店街等が良好な広告景観を保つために、規格等を定めたりする場合にも本条の適用があると考える。

- ・ 国の屋外広告物条例ガイドライン（案）に示されている禁止地域及び許可地域以外の規制地域の類型

1) 広告物活用地区

活力ある街並みを維持する上で広告物が重要な役割を果たしている区域

2) 景観保全型広告整備地区

良好な景観を保全するため良好な広告物又は広告物を掲出する物件の新設・改修等を図るこ

とが特に必要な区域

3) 広告物協定地区

相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び地上権又は賃借権を有する者は、一定の区域を定め、当該区域の景観を整備するため、当該区域における広告物等に関する協定を締結する地区

■ 市条例第 12 条の趣旨について

特別規制地域は、本質的には許可地域の一類型であり、規制のスタイルは許可地域と同様である。

■ 市条例第 13 条の趣旨について

本条において地域ごとに定めることとされた許可基準、有効期間、地域指定時の特例期間、適用除外広告物については、所定の手続きにより地域指定と同時に定めることとしている。

■ 許可手数料算定の基礎となる広告物等の表示面積の算定

(→本運用 P.28 参照)

■ 許可手数料の徴収について

(→本運用 P.28 参照)

■ 許可申請書の様式、添付書類、許可証等の様式について

(→本運用 P.30 参照)

第 14 条関係

第 4 節 許可の更新等

(許可の更新)

第14条 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可(当該許可についてこの項の規定により更新を受けたときにあっては、当該更新を受けた許可)の有効期間(第17条において「許可期間」という。)満了後、引き続いて広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該表示又は設置について、許可の更新を受けなければならない。

2 第9条第1項、第3項(第10条第3項において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(第10条第3項及び第12条第4項において準用する場合を含む。)、第10条第2項並びに第12条第2項及び第3項の規定は、前項の許可の更新について準用する。

■ 市条例第 14 条の趣旨について

本条は、許可に有効期限が付されていることから、有効期間満了後の当該広告物の扱いを規定したものである。

広告物等は、時間の経過によって老朽化し、たい色や塗装のはく離をするなど景観や風致を害することや、倒壊や落下により公衆に危害を与えるおそれがある。そのため、許可の更新の際は、市規則第 12 条第 2 項第 1 号の広告物等安全点検報告書により①基礎部・上部構造、②支持部、③取付部、④表示面、⑤照明部、⑥その他における異常などの安全上の自己点検を義務付け、さらに同項第 2 号の広告物等の現況の写真(広告物等安全点検報告書に写真添付欄が設けられている)により、景観・風致を再審査することとしている。

(→本運用 P.18 参照)

■ 第 2 項の趣旨について

許可の更新に当たっては、それぞれ当初の許可と同様の要件を具備していることが必要であり、その旨を規定したものである。

■ 許可更新申請書の様式、添付書類について

次の広告物等に係る表示(設置、改造)許可更新申請についても、市規則にその様式及び添付書類が規定されている。

- 1) 禁止地域における案内のための広告物等
- 2) 許可地域における広告物等
- 3) 特別規制地域における広告物等

第 15 条関係

(廃止等の届出)

第15条 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第8条第4号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による許可を受けた広告物等（次項において「許可に係る広告物等」という。）の表示又は設置を廃止したとき。

(2) 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

2 前項に定めるもののほか、許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を専ら自己に代り管理する者（以下「管理する者」という。）を選任したときは、選任した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。当該管理する者を解任したとき、又は管理する者の氏名若しくは名称又は住所に変更があったときも、また同様とする。

3 譲渡、相続その他の理由により許可を受けた者の地位を承継した者は、承継の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

■ 市条例第 15 条の趣旨について

- ・ 第1項は、許可に有効期間を付した関係上、廃止した事業を許可権者側が知らないと、既に廃止された広告物と更新許可を受けない違法広告物との区分ができなくなり、規制の実効が上がらないため、このように規定した。

- ・ 届出が必要な場合

1) 許可を受けた者

→ ・ 広告物等の表示又は設置を廃止したとき

→ ・ 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

ただし、許可を受けた者が屋外広告業者であるときには、県条例第20条の4第1項により、併せて「屋外広告業変更届」を知事に提出する必要がある。

→ ・ 第2項の「管理する者」を選任・解任したとき

2) 第2項の「管理する者」

→ ・ 氏名若しくは名称又は住所を変更したとき

ただし、「管理する者」が屋外広告業者であるときには県条例第20条の4第1項により、併せて「屋外広告業変更届」を知事に提出する必要がある。

3) その他

→ ・ 許可を受けた者の地位を承継したとき

■ 廃止等の届出の様式、添付書類について

これらについては、市規則にそれぞれ規定されている。

第 16 条関係

(許可の取消)

第 16 条 市長は、許可を受けた者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたときは、その許可を取り消すことができる。

■ 市条例第 16 条の趣旨について

許可の前提となる事実が虚偽であれば、取消をもって許可の効力を失わせることができる。
なお、本条により許可を取り消した場合には、当該広告物は違反広告物となる。

第 17 条関係

(許可の失効)

第 17 条 許可期間が満了したとき又は第 15 条第 1 項第 1 号の規定による廃止の届出があったときは、第 8 条第 4 号、第 10 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定による許可は、その効力を失う。

■ 市条例第 17 条の趣旨について

市条例第 16 条のほかに許可が効力を失う場合は、有効期間満了時と広告物廃止時である。

第 18 条関係

(除却の義務)

第 18 条 許可を受けた者は、第 16 条の規定により許可が取り消されたとき又は前条の規定により当該許可が効力を失ったときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。

■ 市条例第 18 条の趣旨について

許可を受けた者は、取消時と許可が無効となったときは当該広告物を除却する義務がある旨の規定である。

第 19 条関係

第 3 章 監督

(除却命令等)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該広告物等の表示、設置若しくは改造の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、当該広告物等の除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第6条第1項の規定に違反した者
 - (3) 第10条第1項の規定による許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
 - (4) 第12条第1項の規定による許可を受けないで、第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、15日以上を期限を定め、当該広告物等の改造その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 第5条第1項の規定に違反した者
 - (2) 第9条第4項（第10条第3項及び第12条第4項において準用する場合を含む。）の規定により許可に付せられた条件に違反した者

■ 停止命令の対象について

本条第1項の規定により停止命令等が行われるものは、次の場合である。

- 1) 表示禁止物件に広告物等を表示・設置しようとしたとき
 - 2) 禁止地域に適用除外に係るもの以外の広告物等を表示しようとしたとき
 - 3) 許可地域で、無許可で広告物等を表示・設置・改造しようとしたとき
 - 4) 特別規制地域で、無許可で広告物等を表示・設置・改造しようとしたとき
- 屋外広告物Q&AのP.29によると次の場合もある。
- 5) 禁止屋外広告物を表示・設置（改造して表示・設置）しようとしたとき
 - 6) 許可の条件に違反しようとしたとき

■ 除却命令の対象について

本条第1項の規定により除却命令等が行われるものは、次の場合である。

- 1) 表示禁止物件に広告物等を表示・設置したとき
- 2) 禁止地域に適用除外に係るもの以外の広告物等を表示したとき
- 3) 許可地域で、無許可で広告物等を表示・設置・改造したとき
- 4) 特別規制地域で、無許可で広告物等を表示・設置・改造したとき

■ 改造命令等の対象について

本条第2項の規定により改造命令等が行われるものは、次の場合である。

- 1) 禁止屋外広告物を表示・設置（改造して表示・設置）したとき
- 2) 許可の条件に違反したとき

■ 第1項と第2項の関係について

第1項の命令はどちらかといえば停止及び除却を主としたものであるのに対し、第2項は1)2)とも、改造や表示の仕方を変更する程度で足りるものであり、命令の内容の強弱に応じて別項としたものである。

なお、同様の考え方から第8章においても罰則の程度に差が設けられている。

■ 命令違反に対する処置について

本条の命令に違反した場合は、市条例第38条、第40条及び第41条の罰則が適用されることになる。

■ 除却命令等と市行政手続条例との関係について

除却命令等を発する場合には、事前に市行政手続条例の規定に従い、表示者等に対し、聴聞又は弁明の機会を付与し、意見陳述のための手続をとらなければならない。

この意見陳述の機会において表示者等に主張がない場合、又は表示者等の主張に理由がないと判断される場合には、本条の規定により、除却その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

■ 屋外広告物の違反処理方法について

屋外広告物の違反処理方法については、市条例及び市規則のほか、飯田市屋外広告物違反処理要綱（平成19年飯田市告示第156号）により対応する。

第 20 条関係

(除却の告示)

第20条 市長は、法第7条第2項の規定により屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、15日以上を期限を定め、その期間内にこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又は市長の命じた者若しくは委任した者が除却する旨を告示しなければならない。

■ 法第7条第2項の趣旨について

- ・ 法第7条第2項は、相手方が確知できない場合の略式の代執行手続について規定したものである。条例に基づく行政命令は、一般的には行政代執行法によりその履行確保が図られることとなるが、同法によったのでは手続が煩雑となり、実際的でない場合のために、同項により略式手続が認められている。

ただし、掲出物件の除却については戒告及び代執行令書という代執行法上の手続を全く省略すると行政代執行法の精神にもとるおそれがあることから、あらかじめ相当の期限を定めて公告するものとされている。

- ・ 略式代執行の要件

- 1) 当該広告物等が屋外広告物条例に違反していること
- 2) 当該違反広告物を表示し、若しくは設置し、又はこれらを管理する者を過失なくして確知することができないこと

【注】相手方が確知できないとは、相手方の氏名及び所在の双方が不明であるときばかりでなく、氏名は分かっているが所在が不明であるときも含まれると解される。

- 3) 事前の公告

ア 相当の期限を定め、当該違反広告物を除却する旨及びその期限までに除却しないときには、行政庁自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

【注】事前の公告が必要であるのは、広告物を掲出する物件を除却する場合に限られる。従って、広告物を掲出する物件の除却を伴わないで広告物のみを除却する場合や、広告物を掲出する物件について除却以外の措置をとる場合には、事前の公告は不要である。

イ なお、公告の方法には法律上特段の制限はない。

市条例では、「15日以上を期間を定め、(略)告示しなければならない。」と規定している。告示とは、民法第97条の2に類似した公示送達による方法(市の掲示板に掲げる方法)も可能である。

■ 行政代執行について

- ・ 行政代執行手続

- 1) 代執行の対象となる義務

市条例第19条第1項又は第2項により命ぜられた行為をいう。

- 2) 代執行の要件

法第7条第3項の規定により、同法第7条第1項の規定による措置を命じたとき、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の特例として、行政代執行法第3条から第6

条までの規定を用いて行うことができる。

3) 代執行を行う主体

代執行を行う主体は法第 28 条により処理することとなった市長である。

4) 代執行の手続

ア 戒告

相当の履行期限を定め、この期限までに履行がなされないときは代執行をなすべき旨をあらかじめ文書で戒告する。

イ 代執行令書による通知

アの戒告を受けた義務者が履行期限までに義務の履行をしないときに行う。

通知事項は、a)代執行をなすべき時期、b)代執行のために派遣する執行責任者の氏名、c)代執行に要する費用の概算による見積額、の3つである。

ウ 特例

非常の場合又は危険切迫の場合において、当該義務の履行について緊急の必要があつて、ア、イの手続をとる暇がない場合には、ア、イの手続を省略することができる。

エ 現実の代執行

現実の代執行は、当該行政庁が自ら行うか、又は第三者に行わせる。第三者に行わせる場合とは、当該行政庁と独立な地位にある建設業者等の第三者に委託して行わせるような場合をいい、行政庁がその所属の職員に命じて、その所属の職員を実行部隊として行わせたり、その所属の職員に命じて、建設業者等を補助力として雇って行わせたりするような場合には、当該行政庁が自ら行う場合に当たるものである。

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示す証明書を携帯して、要求があるときは何時でもこれを呈示しなければならないこととされている。

オ 物件の引渡し

カ 費用の納付命令

実際に要した費用の額と納付期日を定めて、義務者に対し文書で納付を命じなければならない。

キ 強制徴収

義務者が納付期日までに費用を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収することができる。

第 21 条関係

(保管した広告物等の告示及び売却等)

第21条 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称、種類及び数量
 - (2) 当該広告物等の放置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
 - (3) 当該広告物等の保管場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当該広告物等を返還するため必要な事項で市長が定めるもの
- 2 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等について保管物件一覧簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は第1項の規定による告示の日から次の各号に掲げる広告物等の区分に従い当該各号に定める期間を経過してもなお当該広告物等を返還することができない場合において、評価した当該広告物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該広告物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。
- (1) 法第7条第4項の規定により除却された屋外広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物等 3月
 - (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間
- 4 前項の広告物等の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間及び損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。
- 5 第3項の規定による広告物等の売却は、一般競争入札又は指名競争入札(以下この項において「競争入札」という。)に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により行うことができる。

■ 保管した広告物等の告示及び売却等について

保管した屋外広告物(はり紙を除く)は原則として、保管している旨を告示し決められた期間保管することとされている。

第 22 条関係

(報告及び立入検査)

第22条 市長は、この条例の規定の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等について検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

■ 市条例第 22 条の趣旨について

- ・ 第 1 項は、市長の立入検査・調査権について定めた規定である。職員が広告物等における違反等に対し、設置者等の報告の請求や調査等を行うことができるようにしている。なお、景観法第 17 条第 9 項の規定と同様、立入検査又は立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- ・ 第 2 項は、飯田市職員服務規程に規定された職員証を指す。

第 23 条関係

(処分、手続等の効力の承継)

第 23 条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は管理する者について変更があった場合には、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

■ 市条例第 23 条の趣旨について

従前の諸手続き等の効力がその限りで失われたのでは法律関係の安定性が害されることとなり、また、行政の実効性も期待しがたくなることから、広告物等の表示者又は管理者について変更があった場合の効力の承継を規定している。

第 24 条関係

第 4 章 広告物等の届出等

(届出及び勧告等)

第24条 景観法第8条第2項第1号の規定による景観計画区域(第6条第1項各号に掲げる地域又は場所、第10条第1項各号に掲げる地域又は場所及び第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域を除く。第6項において同じ。)内において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が飯田市景観計画に定められた広告物等の表示、設置及び改造に関する行為についての制限(以下この章において「景観育成基準」という。)に適合しないと認めるときは、前2項の規定による届出をした者(以下「届出をした者」という。)に対し、その届出に係る行為に関する広告物等の設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。

4 前項の勧告は、第1項又は第2項の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。

5 次に掲げる行為については、前各項の規定は適用しない。

(1) 景観法第16条第7項第2号から第10号までに掲げる行為

(2) 景観法施行令(平成16年政令第398号)第10条第1号から第3号までに掲げる行為

(3) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(4) 第4条第3項第1号、第2号及び第8条第3号に掲げるものを表示し、設置し、又は改造する行為

(5) 国、地方公共団体又は飯田市景観条例第9条第5項第6号の規定による公共的団体が行う行為

(6) その他規則で定める行為

6 景観育成特定地区(飯田市景観条例第4条第4項の規定により定める景観育成特定地区をいう。以下同じ。)における前項第6号の規則で定める行為は、行為の種類及びその規模に応じて、景観育成特定地区ごとに定めるものとする。この場合において、景観育成特定地区以外の景観計画区域における第1項の届出を要するすべての行為が、その景観育成特定地区における当該届出を要する行為となるよう定めなければならない。

7 市長は、第5項第6号の規則で定める行為を定めようとするときにあっては、審議会の意見を聴くものとする。この場合において、前項の規定により同号の規則で定める行為を定めようとするときにあっては、併せて、当該景観育成特定地区の土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くものとする。

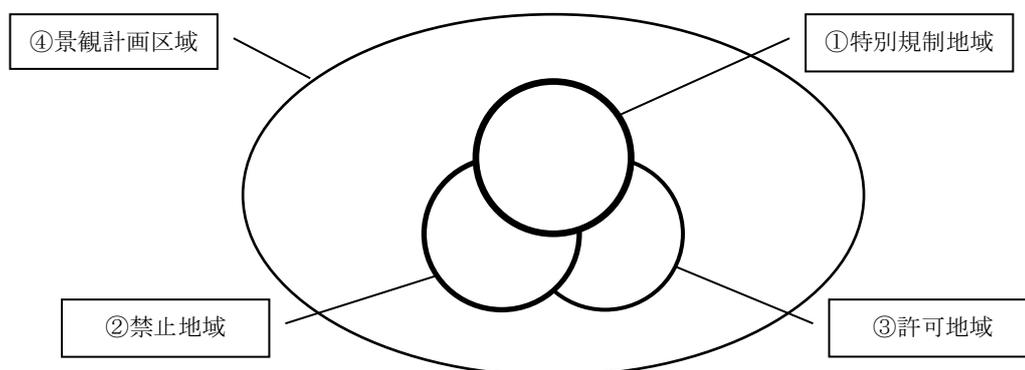
■ 市条例第24条の趣旨について

- ・ 現状では、景観計画区域全域に許可制を適用することは困難であるため、規制地域を除く景観計画区域について、広告物等の表示等をする者に届出を義務付けるものである。

景観法の規定を参考に景観計画との連携を図って、法第4条の規定に基づく条例として、届出→指導→勧告→公表と緩やかに誘導する仕組みとした。

なお、罰則規定は、規制地域に係る罰則との整合を図るため、設けていない。

- 第1項及び第2項の届出は、景観計画区域（規制地域を除く。）内において、広告物等を表示し、設置し、又は改造しようとする者は、市長に届出をすることを規定している。
- 括弧書きの除外規定は、規制地域とこの届出制との制限が重複しないためのものである。したがって、これは禁止地域等の指定された区域内は届出制の適用が全くない訳ではなく、禁止地域等の規制の対象外となれば適用される。例えば指定道路による許可地域において視認することができないため、規制の対象外となったものは、市条例第24条第5項第6号の市規則で定めた一定規模以上の広告物等が届出の対象となる。
- 制限の適用に関する優先順位は、次の図のとおり①特別規制地域⇒②禁止地域⇒③許可地域⇒④景観計画区域の順である。



- 届出が必要な規模は、市規則で定めている。普通地域においては、建築確認が必要な高さ4mを超えるもの、又は許可地域における自己用広告物の許可が必要な表示面積の合計が15㎡を超えるものがベースとなっている。なお、景観育成特定地区については、地域の特性及び個性に応じた届出対象や景観育成基準を強化することができる。
- 第3項は、届出をした者に対し、景観育成基準に適合しない場合は、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告するものである。
- 第4項は、条例第29条の行為の着手制限等と関係しており、景観法と同様に30日以内としている。
- 第5項は、景観法の届出と同様の適用除外（第1号から第5号まで）を規定している。
- 第6項は、市規則に委ねられているが制定時は未制定である。景観育成特定地区が指定されれば、市規則に規定することとなる。
- 第7項は、第5項第6号の届出対象（適用除外）を市規則に追加等をする場合の手続きに審議会の意見を聴く旨の規定であり、市条例の改正によらず、市規則で定めることとしたもので、地域の自主性と即効性を担保したものである。なお、後段の規定により、併せて当該土地の区域に係る地域協議会の意見聴取が必要である。

■ 自己用の定義について

市規則第25条第1項第4号の自己用の定義と、市規則第8条第1号の自己用広告物の定義は、同様である。

第 25 条関係

(地域協議会の長への通知等及び説明会の開催)

- 第25条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、その旨を当該届出に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の長に通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為に関し当該地域に関する飯田市景観条例第4条第2項の規定により定めた地域景観計画の推進の見地から意見があるときは、規則に定めるところにより、市長に当該意見を述べることができる。
- 3 第1項の規定による通知を受けた地域協議会の長は、当該通知に係る行為の対象となる地域の住民及び飯田市土地利用基本条例（平成19年飯田市条例第15号）第11条第1項に規定する土地所有者等（以下「地域住民等」という。）の意見を聴く必要があると認めるときは、説明会（当該通知に係る行為に関して地域住民等に説明するための会合をいう。以下同じ。）を開催すべき旨を、当該通知に係る届出をした者に対し要請するよう、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申出を踏まえて説明会の開催が必要であると認めるときは、当該通知に係る届出をした者に、規則で定めるところにより、当該説明会の開催を要請するものとする。
- 5 飯田市土地利用調整条例（平成19年飯田市条例第39号）第7条第3項から第7項までの規定は、説明会の開催について準用する。この場合において、同条第3項から第7項までの規定中「開発事業者等」とあるのは「届出をした者」と読み替えるものとする。

■ 市条例第25条の趣旨について

- ・ 飯田市景観条例及び飯田市土地利用調整条例と同様に地域協議会への通知、当該通知に関する意見、説明会の開催について規定している。
- ・ 第2項は、地域景観計画が定まっていることが前提となっている。

第 26 条から第 28 条まで関係

(原状回復等の勧告)

第26条 市長は、景観の育成のために必要があると認めるときは、第24条第1項又は第2項の届出に係る行為について、景観育成基準に適合しない行為をした者又はその者から当該広告物等についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、景観育成基準に適合させるため必要な限度において、その原状回復を勧告し、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることを勧告することができる。

(勧告の手續等)

第27条 市長は、第24条第3項の規定による勧告（景観の育成に重大な影響を与えるものとして規則で定めるものに限る。）又は前条の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告に係る行為の対象となる土地の区域に係る地域協議会の意見を聴くとともに、審議会の意見を聴かなければならない。

(勧告に従わない者の公表)

第 28 条 市長は、第 24 条第 3 項又は第 26 条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合においては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与え、及び審議会の意見を聴かなければならない。

■ 市条例第 26 条の趣旨について

本条については、市条例第 24 条第 3 項の場合と異なり、景観育成基準に適合しない行為をした者等に対して、原状回復又はこれに代わるべき必要な措置をとることを勧告するものである。

例えば、届出をせず行為を行ったものや届出をしたが計画どおりに行為が行われなかったもので、景観育成基準に適合しないものについて勧告をすることが考えられる。

■ 市条例第 27 条の趣旨について

- ・ 本条は、市条例第 24 条第 3 項及び第 26 条の勧告の手續等を定めている。
- ・ 市条例第 24 条第 3 項の勧告については、本条の括弧書きにより市長が重大な影響があるものとして意見を聴くことを要すると認めるものに関し、地域協議会及び審議会の意見を聴いたうえで、勧告する旨を規定している。なお、市長が意見を聴く必要がないと認めるものについては、これらの手續を経ないで勧告できるものである。

■ 市条例第 28 条の趣旨について

本条は、勧告に従わない場合にその旨をインターネット等で公表するものである。なお、公表の手續については、審議会の意見を聴くほか、市規則に必要な手續が定められている。

第 29 条関係

(行為の着手制限等)

第29条 届出をした者は、市長がその届出を受理した日から30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為（根切り工事その他の規則で定める工事に係るものを除く。）に着手してはならない。

ただし、第26条の勧告を受け、かつ、これに基づき行う行為については、この限りでない。

2 市長は、第 24 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出に係る行為について、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項本文の期間を短縮することができる。

■ 市条例第 29 条の趣旨について

- ・ 第 1 項は、景観法第 18 条と同様の規定をしたものである。第 1 項の括弧書きは、景観法施行令第 12 条に相当する良好な景観に影響を与えるおそれの少ないものとして、市規則に根切り工事、山留め工事、その他地上に表れない基礎工事を規定している。なお、基礎工事については地上に表れないものに限定している。
- ・ 第 2 項は、景観の育成、風致の維持又は公衆に対する危害の防止に支障を及ぼすおそれがないと認めたときは、第 1 項の着手制限を解除する規定であり、届出者に配慮した規定である。

第 30 条関係

第 5 章 住民等による提案等

(住民等による提案等)

第 30 条 法第 3 条から第 5 条までの規定に基づく屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に係る住民等による提案等については、景観法第 11 条から第 14 条まで並びに景観法施行令第 7 条及び飯田市景観条例第 5 条から第 7 条までに定めるところによるものとする。この場合において、飯田市景観条例第 5 条第 3 項若しくは第 4 項又は第 7 条の規定により地域協議会又は審議会の意見を聴く場合は、第 4 条第 2 項（第 5 条第 4 項及び第 9 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 6 条第 2 項（第 10 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 11 条第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 13 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 24 条第 7 項の規定は、適用しない。

■ 市条例第 30 条の趣旨について

景観法及び飯田市景観条例等の住民等による提案に関する規定と同様の趣旨である。

■ 市条例検討当時における市建築課から国土交通省都市・地域整備局公園緑地課への照会

屋外広告物法と景観法との関係について<平成 18 年 1 月 31 日照会・同年 2 月 8 日回答>

【照会】

(1) (前略) 屋外広告物法第 6 条では「景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体の前 3 条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定める」と規定されている。ここに規定されている前 3 条は、第 3 条（屋外広告物の禁止地域又は場所及び表示禁止物件）、第 4 条（広告物の表示等の制限・許可地域等）及び第 5 条（広告物の表示の方法等の基準・禁止屋外広告物）となっている。そこで、景観計画ではこの前 3 条に関することも定めることができるか。

(2) 言い換えれば、屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定に関する地域指定等について市民の提案制度を設ける場合、景観法第 11 条の規定による提案制度でカバーできるか。それとも屋外広告物条例で別に定める必要があるか。

【回答】

(1) 記載しても差し支えない。

(2) 景観法第 11 条の提案制度により、「土地所有者等」は景観計画の内容について提案ができる。この際、屋外広告物法第 3 条から第 5 条までの規定に関する地域指定の提案もありえる。ただし、景観法第 11 条の提案制度はあくまで景観計画に関する提案制度なので、屋外広告物条例の改正に関する提案は、別途屋外広告物条例において手続きを定めない限り、行うことができない。

■ 市条例と景観計画との関係

飯田市景観計画においては、法第 3 条から第 5 条までの規定に関する内容を別表第 3 の 2 として記載している。

第 31 条及び第 32 条関係

第 6 章 屋外広告物監視員

(屋外広告物監視員の選任等)

第31条 市長は、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要があるときは、規則で定めるところにより、屋外広告物監視員を選任し、法第7条第4項に規定する事項その他の事項について、規則で定める業務を委任することができる。

(研修会)

第 32 条 市長は、屋外広告物監視員を対象として、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする研修会を開催するものとする。

■ 市条例第 31 条の趣旨について

- ・ 市長が屋外広告物監視員を選任できる規定である。例えば、景観育成住民協定の役員など景観の育成に先駆的に取り組まれている方などを選任することが考えられる。
- ・ 監視員は、違反広告物の監視や通報のほか、法第7条第4項第1号に規定するはり紙を自ら除却及び処分をすることができる旨を市規則で規定しており、例えば、地域の風紀を害するビラや青少年の健全育成を阻害するはり紙などを地域の監視の下におき、良好な景観を育成し、風致を維持する目的等が考えられる。

■ 市条例第 32 条の趣旨について

監視員の研修を市が実施し、連携して地域の良好な景観の育成に取り組むものである。

第 33 条から第 37 条まで関係

第 7 章 雑則

(書類の閲覧)

第33条 市長は、第24条第1項又は第2項の規定による届出に係る書類のうち、景観の育成のため必要であるとして規則で定めるものについて、規則で定めるところにより、これを閲覧に供するものとする。

2 市長は、前項の規則で定める書類を閲覧する者が同項の規則に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(公表)

第34条 市長は、第4条第1項、第5条、第6条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による指定をしたとき、又はこれらを変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

(情報の発信及び提供)

第35条 市長は、良好な景観を育成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、第24条第1項又は第2項の規定による届出に関する情報その他景観の育成に関する情報の発信及び提供に努めるものとする。

(助言及び協力等)

第36条 市長は、前条の規定による情報の発信及び提供のほか、基本指針等及び飯田市景観計画の普及、啓発その他の施策を講じることにより、飯田市景観条例第37条第1項の規定による認定団体、屋外広告物監視員及び景観の育成の活動を行うものを育成し、及びその活動に協力するよう努めるものとする。

2 まちづくり委員会（地域自治区（地方自治法第202条の4第1項の規定による地域自治区をいう。）において中核的にまちづくりに取り組むため組織された委員会等をいう。次項において同じ。）は、市長に対し、その活動する地域の景観の育成に関し必要な助言又は協力を求めることができる。

3 市長は、まちづくり委員会に対し、当該まちづくり委員会が活動する地域の固有の特性及び個性を生かした景観の育成を推進するため必要な助言及び協力を行うものとする。

(委任)

第 37 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

■ 市条例第 33 条の趣旨について

違反広告物の抑制その他景観の育成に資することを目的として、市規則で定める建築等計画概要書等の書類の閲覧制度を設け、閲覧の方法についても規定がされている。

■ 市条例第 34 条の趣旨について

表示禁止物件（第4条第1項）、禁止屋外広告物（第5条）、禁止地域（第6条第1項）、許可地域（第10条第1項）又は特別規制地域（第11条第1項）の指定（変更）したときの公表について定めている。

第 38 条から第 41 条まで関係

第 8 章 罰則

(罰則)

第38条 第19条第1項の規定による命令に違反して、広告物等の除却その他必要な措置をとらなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した者
- (2) 第6条第1項の規定に違反した者
- (3) 第10条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、同項各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者
- (4) 第12条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、第11条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第19条第2項の規定による命令に違反して、広告物等の改造その他必要な措置をとらなかった者
- (2) 第22条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(両罰規定)

第 41 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 38 条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

■ 罰則について

市条例及び県条例の罰則の構成は次のとおりである。※ 網掛けは市条例

違 反 の 種 類	罰則 (罰金額)
県条例第19条第1項 (屋外広告業の登録) 違反及び不正手段による登録 県条例第19条第3項 更新登録の違反	1年以下の懲役 又は50万円以下
県条例第22条の2 (営業の停止) 命令違反	1年以下の懲役 又は50万円以下
市条例第4条第1項 (表示禁止物件) 違反	30万円以下
+ 市条例第19条第1項 (命令) 違反	50万円以下
市条例第6条第1項 (禁止地域) 違反	30万円以下
+ 市条例第19条第1項 (命令) 違反	50万円以下
市条例第10条第1項 (許可地域) 違反	30万円以下
+ 市条例第19条第1項 (命令) 違反	50万円以下
市条例第12条第1項 (特別規制地域) 違反	30万円以下

	+ 市条例第19条第1項（命令）違反	50万円以下
県条例第19条第1項（屋外広告業の届出）違反		30万円以下
県条例第21条第2項（業務主任者選任）違反		30万円以下
市条例第5条第1項（禁止広告物）違反 + 第19条第2項（命令）違反		20万円以下
市条例第9条第4項（案内看板の許可条件）違反 + 第19条第2項（命令）違反		20万円以下
市条例第10条第3項（許可地域の許可条件）違反 + 第19条第2項（命令）違反		20万円以下
市条例第12条第4項（特別規制地域の許可条件）違反 + 第19条第2項（命令）違反		20万円以下
市条例第22条第1項（報告・立入検査）違反		20万円以下
県条例第22条の4第1項（報告）違反		20万円以下
県条例第22条の4第2項（立入検査）違反		20万円以下

■ 第41条の両罰規定について

両罰規定とは、業務主体である法人又は自然人の代表者・代理人あるいは使用人が、業務主体の業務に関して違法行為をしたとき、現実の行為者を罰するほか、業務主体である法人又は自然人に対しても罰金刑を科する旨の規定である。

■ その他の罰則

県条例第30条に屋外広告物業の登録等について、5万円以下の過料に科する旨の規定がある。平成16年の法改正により罰金のほか、過料を科する規定を設けることができるとされた。違反屋外広告物対策の実効性を確保するため、廃業等の届出違反、氏名又は名称等の掲示違反、帳簿の備付け等違反に対して過料を設けることとした。

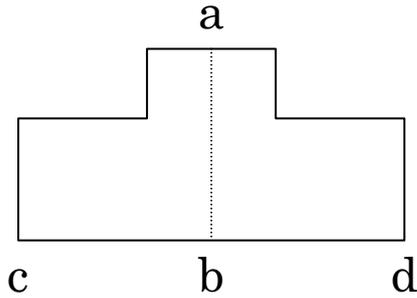
なお、過料は、地方自治法により、地方公共団体の長による処分として裁判を経ずに科することができることとされており、また条例違反の広告物等に対する罰金刑を定めている場合において、違反広告物対策の観点から同一の目的・同一の要件において過料を併科することは、望ましくないと考えられている。

広告物等の表示面積の算定

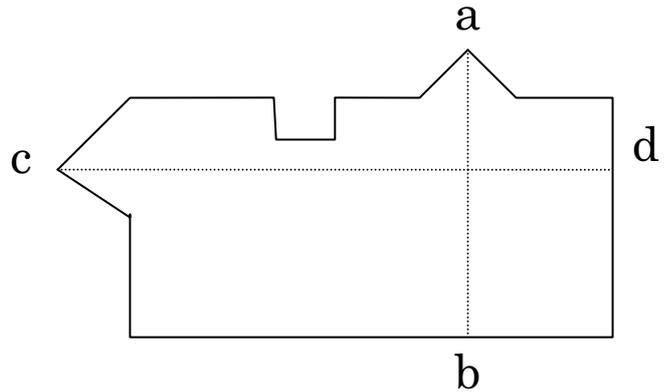
1 凹凸のある広告

1個の屋外広告物にして、その広告物に凹凸のあるものの表示面積の算定は、その凸面の最長距離をもってその長さとして算定する。

(参考事例)



<図-1>



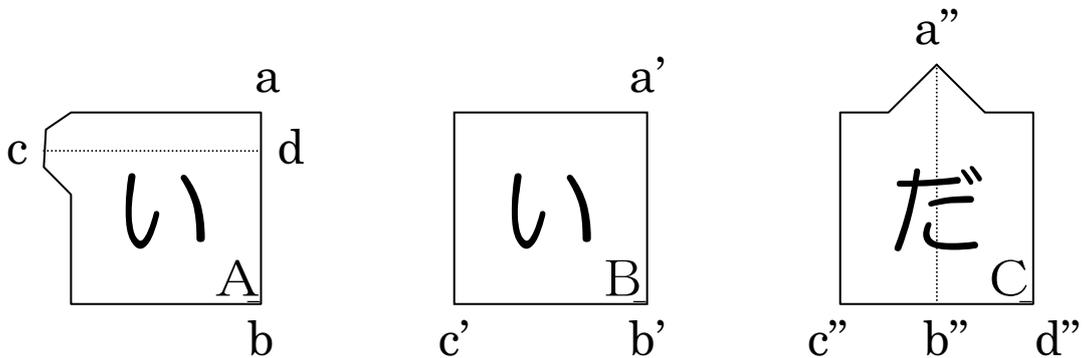
<図-2>

縦 = a b、横 = c d
表示面積 = a b × c d

2 複数の連合広告

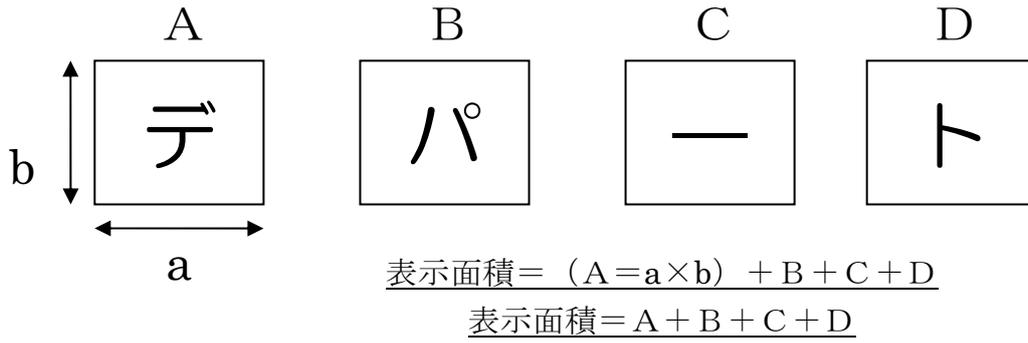
2個以上の広告物件が連合して1個の広告表示をしている場合において、その各広告物件のうち広告面に凸面のあるものの表示面積の算定は、各広告物件の広告面につき1による計算をし、その集計面積をもってその広告物全体の表示面積とする。

(参考事例)

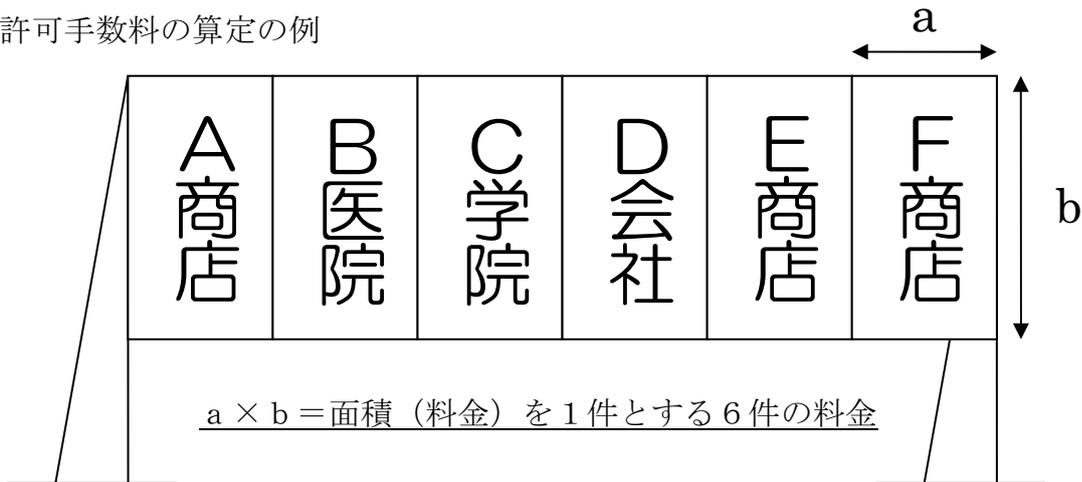


A = ab × cd、B = a'b' × c'b'、C = a''b'' × c''d''
表示面積 = A + B + C

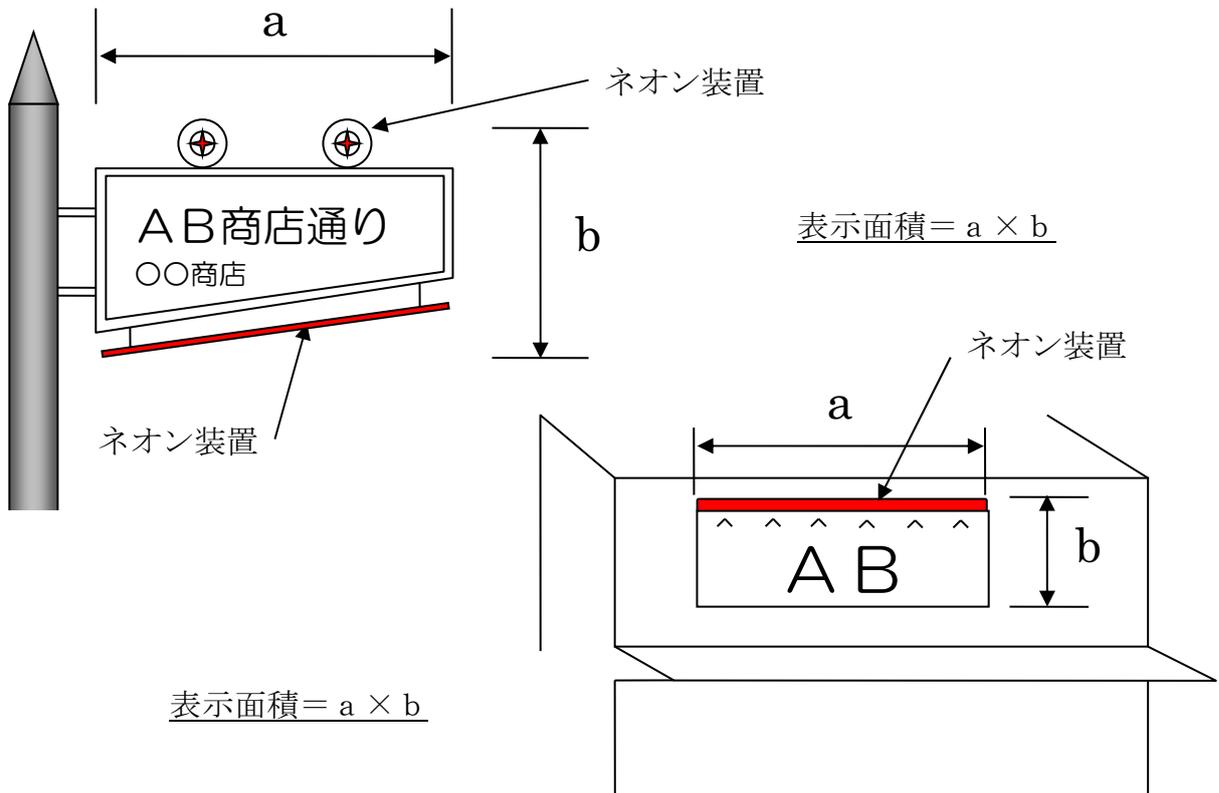
3 野立看板



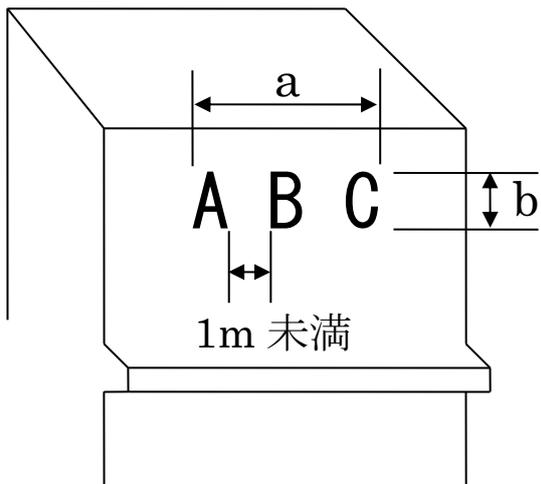
許可手数料の算定の例



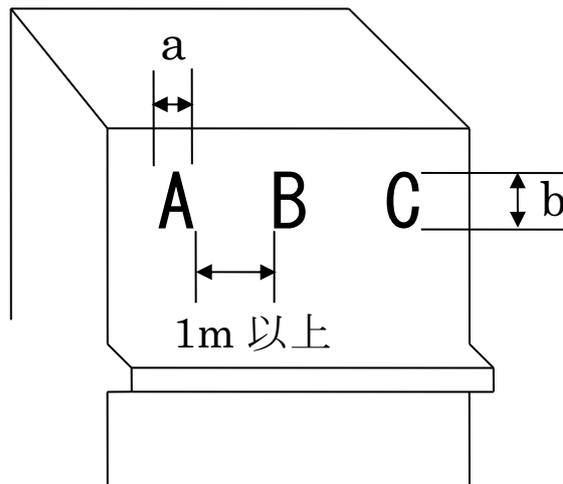
4 ネオンサイン



5 浮き文字

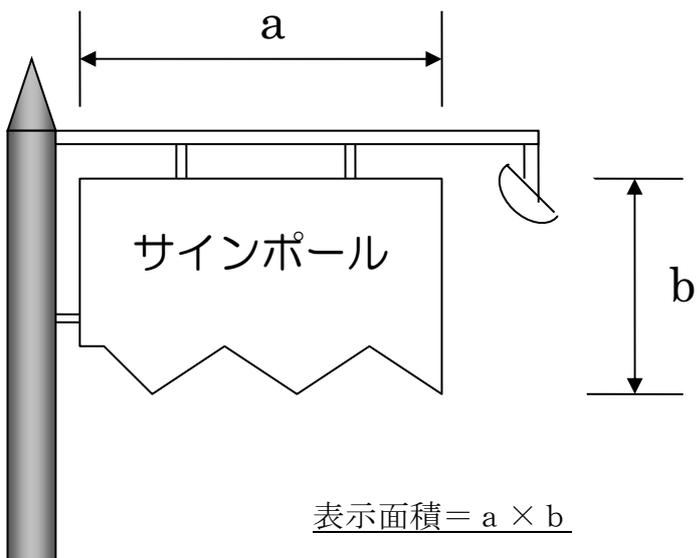


表示面積 = $a \times b$



表示面積 = $(A = a \times b) + B + C$

6 サインポール



表示面積 = $a \times b$